

第二十八回国会 衆議院 外務委員会 議録 第二一号(その一)

昭和三十三年二月十二日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君
理事 齋藤 義郎君 理事 櫻内 義雄君
理事 須藤 彌吉郎君 理事 森下 國雄君
理事 山本 利壽君 理事 戸叶 里子君
理事 松本 七郎君

植原 悦二郎君 高岡 大輔君
並木 芳雄君 野田 武夫君
松田 竹千代君 松本 俊一君
田中 繼之進君 田中 稔男君
福田 昌子君 森島 守人君
和田 博雄君

出席國務大臣 藤山 愛一郎君
外務大臣
出席政府委員 外務事務次官 松本 瀧藏君
外務事務官 (大臣官房長) 田付 景一君
外務事務官 (アメリカ局長) 森 治樹君
外務事務官 (歐亞局長) 金山 政英君
外務事務官 (經濟局長) 牛場 信彦君
外務事務官 (條約局長) 高橋 通敏君
外務事務官 (國際協力局長) 宮崎 章君
外務事務官 (情報文化局長) 近藤 晋一君
外務事務官 (移住局長) 内田 藤雄君

委員外の出席者 外務参事官 三宅 喜二郎君
外務参事官 白幡 友敬君
専門員 佐藤 敏人君

二月七日
委員松岡駒吉君辞任につき、その補欠として田中繼之進君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日
委員北澤直吉君辞任につき、その補欠として小坂善太郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月六日
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

日本国とエチオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

政府間海事協定機関条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

同月十一日
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

同月六日
原水爆実験禁止等に関する諸願(阿部五郎君紹介)(第六五八号)
同(五島虎雄君紹介)(第六五九号)
の審査を本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した案件
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

日本国とエチオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

政府間海事協定機関条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

国際情勢に関する件

○山本(利)委員長代理 これより会議を開きます。

床次委員長が所用でちよつとお出かけになりましたので、委員長の御指名によりまして、その間暫時私が委員長職務を行います。

去る二月六日付託されました、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件、日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件、日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件、旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件、日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件、日本国とエチオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件、政府間海事協定機関条約の締結について承認を求めるの件、及び昨十一日に付託されました在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、以上八件を一括して議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。松本政務次官

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国とエチオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件

政府間海事協定機関条約の締結について承認を求めるの件

の平和条約の締結について承認を求めるの件

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国とエチオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件

政府間海事協定機関条約の締結について承認を求めるの件

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

【本号(その二)に掲載】

○松本政府委員 ただいま議題となりました日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件につき、一昨年十月に署名された日ソ国交回復に関する共同宣言第七項において、両国は貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するた

めの交渉をできる限りすみやかに開始することを約束しております。また、

それと同時に関税、通関手続などに関する最惠国待遇及び船舶の取扱ひに関する最惠国待遇の相互許手に関する議定書が署名され、右共同宣言第七項に予想される条約または協定が締結されるまで、関税、通関手続等及び船舶に関する最惠国待遇を相互に許手することとなりました。

そもそも日ソ両国は、隣国であるにもかかわらず従来通商上の実績は見るべきものがなかつた次第であります。が、国交回復とともに漸次軌道に乗り、両国間の貿易量も次第に増加の傾向を示して参りました。今般これをさらに発展、安定させることを目的とし、かつ、右の共同宣言第七項による義務を果たすために、政府は昨年八月ソビエト連邦に対し交渉開始方を申し入れ、九月より東京においてソビエト連邦代表との間に交渉を始め、自來折衝を重ねました結果、十二月三日に至りようやく実質的合意に到達し、同六日日本側全権委員廣瀬公使と、ソビエト連邦側全権委員セミチャストノフ外務貿易次官との間で、通商に関する条約に署名調印を行つた次第であります。

この条約の骨子は、関税、通関手続に関する最惠国待遇、船舶の出入港及び船舶の取扱ひに関する最惠国待遇、内国税に関する最惠国待遇、為替及び貿易制限に関する無差別待遇等の相互許手について規定するとともに、貿易実施に關連して問題となる仲裁判断の執行、ソビエト連邦の通商代表部の設置、法人の互認、身体財産の保護等を規定しております。

なお本条約は、批准書交換の日から五年間効力を有することとなつており、その後も六箇月の予告をもつて廢止

棄しない限り効力を存続することとなつております。

また本条約にはその不可分の一体として、日本に設置すべきソビエト連邦の通商代表部の法的地位を規定した附屬書があります。ソビエト連邦が國家貿易を行う体制をとっているため、この代表部の設置は、日ソ貿易実施の上にも必要であるばかりでなく、その促進の上にも望ましいものである。その設置を認めることとし、同時にその法的地位について、附屬書で詳細に規定したものであります。

この条約によつて両国間の通商に関する基礎的事項が詳細に定められ、今後日本にとって新市場ともいふべきソビエト連邦との間の通商が大きく発展することが期待されるわけであります。

よつて、ここにこの条約の批准について御承認を求めらる次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件についてすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めらる件、日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めらる件及び旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めらる件につきまして、提案理由を御説明いたします。

御承認の通り、インドネシア共和国は昭和二十六年九月にサンフランシスコ市で開催されました対日平和条約に關する會議に参加し、同平和条約に署名したのであります。その後これを

批准せず、また賠償問題が解決されるまではわが国との平和關係を回復しないという方針をとつて参つたのであります。

そこで、わが国といたしましては、一方におきまして昭和二十七年六月に事實上外交事務をつかさどることのできる總領事の交換に同意をすることによりまして、両国の國交調整に努力いたすこととする。同時に、他方におきまして、同国との間の賠償問題の早期解決をはかるため、昭和二十六年十二月以來数次にわたつて同国政府と交渉を重ねて参りましたところ、昨年十一月二十七日のジャカルタにおける岸總理大臣とスカルノ大統領との間の會議の結果、賠償問題に関する基本的了解が成立するに至り、この了解に基き、十二月八日にはジャカルタで小林政府代表とジュアンダ總理大臣との間に平和条約、賠償協定等の締結に関する覚書が作成されました。

政府は、この覚書を基礎として、これらの条約、協定等の案文につき昨年十二月下旬から具體的交渉を開始しましたところ、交渉は円滑に進捗し、去る一月二十日ジャカルタにおいて藤山外務大臣とスバンドリオ外務大臣との間で、この日本国とインドネシア共和国との間の平和条約、日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定及び旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書が署名されたのであります。

これらの文書のうち、平和条約は、さきに締結されましたビルマとの平和条約と大體似た内容を有しておりますが、賠償条項におきまして賠償金額を十

二年間二億二千三百八万ドルとする旨が明記されております。また第三条におきまして、通商航海条約が締結されるまで両国間の貿易、海運等の經濟關係において相互に無差別待遇を与える旨規定されております。賠償協定は、この二億二千三百八万ドルに相当するわが國の生産物及び日本人の役務の供与の細目を定めておりますが、これは、さきに締結されましたビルマ及びフィリピンとの賠償協定と大體似た内容を有しております。第三番目の請求権の処理に関する議定書は、昭和二十七年八月七日に締結されましたインドネシア共和国との間の支払い取りきめ及びその他の關係文書により両国間の貿易の決済方式が定められたのであります。が、その後インドネシア側におきまして一部を除きこれらの方式による支払いを履行いたさなかつたために日本政府の債権が累積する結果となりました。が、平和条約と賠償協定の締結により、両国間の國交が正常化したとしますのを機会に、一括この累積債権を放棄しようとするものであります。

これらの条約、協定、議定書の締結によりまして、わが國は賠償金額の限度において負担を負ふこととなるのであります。が、他面インドネシア共和国との間に正式の國交が開けることは、わが國の對東南アジア外交を大きく一歩進めることとなる次第でありまして、まことに喜ぶべきことと考えます。

つきましては、慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めらる件につきまして提案理由を御説明いたします。

この協定につきましては、昨年四月スラワルディ・パキスタン首相の来日を機として岸首相から交渉開始方を申し入れるとともに案文を手交し、自來兩國政府間において交渉を続け、岸首相のパキスタン訪問の際、すなわち、昨年五月二十七日にカラチで岸首相とスラワルディ首相との間でこの協定の署名調印を行つた次第であります。

この協定の内容は、従来わが國が締結いたしましたフランス、イタリヤ、メキシコ、タイ、インド、ドイツ等との間の文化協定とおおむね同様のものであります。兩國間の文化交流のための各種の便宜供与、文化活動の奨励、學者、學生の交換等について規定したものであり、この協定の締結によりパキスタンとの文化關係の促進を通じて兩國間の親善關係の増進に資するところ大なるものと期待される次第であります。

よつて、ここに本協定の締結について御承認を求めらる次第であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに本件につき御承認あらんことを希望いたします。

次に日本国とエチオピアとの間の友好條約の締結について承認を求めらる件につきまして提案理由を御説明いたします。

この條約につきましては、昭和三十一年秋、エチオピア皇帝ハイレ・セラシエ一世陛下の御訪日を機にわが方より條約案文を提示して交渉を開始し、自來アデリス・アベバにおいて折衝を続け、昨年十二月十九日に山津代理公

使とアクリル・アプテ・ウォルド副総
理との間でこの条約の署名調印が行わ
れた次第であります。

この条約の内容は、さきに締結され
ましたカンボジアとの友好条約とおお
むね同様のものでありまして、両国間
の平和友好関係の存在、主権と独立の
尊重、科学及び産業上の知識の交換等
について規定したものであり、この条
約の締結によりまして従来とも両国間
に存在していた平和と友好の関係が一
層強化され両国の親善関係の促進に
大いに寄与するところがあると期待さ
れる次第であります。

よって、ここに本条約の締結につ
いて御承認を求める次第であります。何
とぞ、慎重御審議の上すみやかに本件
につき御承認あらんことを希望いたし
ます。

次に、政府間海事協定機関条約の締
結について承認を求めるの件につきま
して提案理由を御説明いたします。

海運の分野における国際協力は、海
上衝突の防止、人命、財産の救助等海上
における安全の確保を中心とする技術
的諸条約の締結に始まり、国際連盟の
もとにおいても、情報の交換、条約の
作成等によりその実をあげて参りまし
たが、戦後、国際連合のもとに、海運
の分野における常設的な国際機関の設
立が要望されるに至ったのでありま
す。すなわち、航空、電気通信、労働
等の各分野においては、国際協力を確
保するため、それぞれの常設的な専門
機関が設立されておりますが、国際的
色彩のきわめて強い事業たる海運の分
野においても、常設的な協力機構設立
の必要性が痛感されたのであります。
その結果、一九四八年にジュネーヴに

において国際連合海事会議が開催され、
この会議におきまして、政府間海事協
議機関条約が作成されたのでありま
す。

この条約は、海運に関する政府間の
国際協力を推進するための常設的な国際
機関の設立を目的としております。す
なわち、この機関は、海運に影響のあ
る技術的事項を検討し、海上の安全を
確保するためのより有効な措置の採用
を勧告し、政府間の情報交換を容易に
することを主たる目的としてゐるので
あります。有数の海運国たるわが国
は、戦前から各種の海事関係の国際条
約の締結国でもあり、この分野におい
て重要な任務を遂行する常設的な国際
機関に参加することにより、海運の分
野における国際協力に積極的の寄与す
ることができるとともに、わが国海運
の利益の増進、ひいてはわが国通商貿
易の発展に資することができると考え
られます。

なお、この条約は、近い将来に効力
を生ずることが予想されておられ、第一
回総会が効力発生の日から六カ月以内
に開催されることになっておりますか
ら、わが国としてもすみやかに受諾書
の寄託を了して、第一回総会からその
議事に参加することが得策と考えられ
ます。

よって、この条約の受諾について御
承認を求める次第であります。御審議
の上本件につきすみやかに御承認あら
んことを希望する次第であります。

最後に在外公館の名称及び位置を定
める法律等の一部を改正する法律案の
提案理由を説明いたします。

御承知の通り、エジプト及びシリア
両共和国の大統領は、二月一日カイロ

において、エジプト、シリア両国を合
併して新たにアラブ連合共和国を結成
する旨の共同宣言に調印いたしました。
二月五日両国議会はこの統一を承
認するとともに暫定憲法を採択し、二
月二十一日統一の承認及び新大統領選
出のための国民投票が行われることと
なりました。国民投票の結果直ちにエ
ジプト及びシリア両国は消滅し、アラ
ブ連合共和国が正式に成立いたします
次第であります。

わが国は戦後エジプト、シリア両国
と外交関係を樹立して以来、エジプト
には大使館を、シリアには公使館を開設
し、政治、経済及び文化諸般の分野
にわたり終始友好関係を維持してきた
ほか、国際連合においてもこれら両国
と緊密に協力してきた次第であります
が、今般両国がアラブ民族の大同団結
を目ざす共通の理想達成の先駆として
完全に合併し、単一国家を形成するこ
ととなりますについては、今後も不断
の友好関係を保持いたしますため、
アラブ連合共和国が正式成立の上は、
直ちにこれを承認する方針でありま
す。

しかるに、ただいま申し上げました
通り、わが国は現在エジプトのカイロ
には大使館、シリアのダマスカスには
公使館を置いておりますが、新国家が
正式に成立し、わが国がこれを承認し
ました際は、直ちにこれを切りかえる
措置を講ずる必要がある次第でありま
す。すなわち、在エジプト日本大使
館及び在シリア日本公使館は、新国
家成立と同時にエジプト、シリア両国
が消滅いたします関係上、対外的には
その地位を失ふこととなる次第であり
まして、このような事態に対処いたし

ますため、アラブ連合共和国が成立
し、わが国がこれを承認いたしました
時をもちまして、カイロに在アラブ連
合共和国日本大使館を置き、ダマス
カスに在ダマスカス日本総領事館を
置く必要があるものであります。

このように、現在わが方の在外公館
を置いてある国が消滅して新しい国が
生まれ、在外公館を直ちに切りかえる
という異例の必要がありまゝので、あ
らかじめ法制上の準備を整えておきま
すため、この法律案を提出する次第で
あります。

以上が、この在外公館の名称及び位
置を定める法律等の一部を改正する法
律案の提案理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御採択あらんことをお願いいたしま
す。

○山本(利)委員長代理 これにて提案
理由の説明は終了しました。

ただいまの各件に対する質疑は次会
に譲ることといたします。

○戸叶委員 資料の提出をお願いした
と思うのです。その資料は、賠償の
国別の実施状況、その中で役務と生産
物を別々にして出していただきたい。
それから生産物の内訳がどうなってい
るか、それから日本側の契約者の名前
も一つは、それらの賠償協定に伴っ
て、経済協力が両方で話し合われてい
るはずですが、経済協力の実施状況、
これらの資料をお願いしたいと思いま
す。

○山本(利)委員長代理 今の資料の提
出は、政府においてはよろしくござい
ますか。——そのように計らいます。

○山本(利)委員長代理 ただいまより
国際情勢について質疑を許します。菊
池義郎君。

○菊池委員 日ソの漁業交渉が行き
詰まっております遺憾であります。新
聞を見ますと、わが方の北洋安全操業
の問題の交渉提案に対して、ソ連
側から回答があつて、領土問題との
問題とは不可分である、従つて平和条
約交渉の開始を提案するという回答が
あつたということでありまして、これ
は事実でありまゝでしょうか、どうで
ありましょか。

○松本政府委員 お答えいたします。
向うからそういう旨の通知があつたこ
とは事実でございますが、ソ連との本
式の講和条約を締結するに至るまで
は相当まだいろいろと準備を要すると思
います。特に領土問題につきましましては
一朝にして解決はできないので、従つ
て、ごく簡単に技術的にこれを向うと
交渉するまだ段階でないという気がい
たします。なおこまかいことにつきま
しては局長から回答させます。

○金山政府委員 お答えいたします。
けさ毎日新聞に出ておりました記事
は、一部分事実であります。この北海
道近海の安全操業の問題に關しまして
は、すでに当委員会においても御報告
いたしましたと思ひますが、昨年の六月四日
に当方から問題を提起したわけであり
ます。その問題の原因となりまゝしたの
は、北海道近海、千島並びに樺太の南
におきまして、日本の小漁船がたびた
び拿捕されて、両国間に非常に不
愉快な事件がたびたび起つていたので
あります。その原因は、要するにソ連
側が十二海里の領海を主張しており、
日本が三海里を主張してゐるのであり

まして、そのために先方が漁船を拿捕する。わが方はそのたびごとに抗議を申し込んでおるのでありますが、ただそういう抗議を繰り返すばかりでは問題の解決になりませんので、具体的に、実際のこの問題を解決するために、ソ連の主張している十二海里の以内において日本の小漁船が操業し得るように、何らかの協定に達する必要があるわけでありまして、わが方の提案に對しましてソ連側は八月に至るまで返事をいたして参りませんでした。口上書をもって、日ソの友好關係を推進するために、わが方の提案を受諾して、提案があつた若干の地域において、日本側に漁業を許す用意があるといふことを申して参りました。そこで日本政府といたしましては、さつそくそれに対する具体案をソ連側に提起いたしたわけでありまして、その具体案につきましても、もし御要求があれば全部申し上げてつこうでございますが、それ以来——八月に先方が交渉の用意があるといふことを申して参りました以来、今日に至るまで門脇大使を通じて、あるいは東京において、ソビエト側に対して十数回にわたつて回答を督促いたした次第であります。その間ソビエト側は日本側の案を検討中であるとか、もう少しで案ができたはずであるとか、いろいろなことを申しまして、具体的に回答をしてこなかったわけでございますが、去る二月の五日に至りまして、ゴスプランの副議長でありまして、イシコフ大臣が、門脇大使に対しての來訪を求めまして、この問題に對する返答を求めるといふことであります。その返答の内容は「昨年六月、日本政府はソ連政府に對し千島列島附近

のソ連領海における日本人の漁獲、水産物採集問題を申し入れた、ソ連政府においては日本政府が日ソ外交關係上の諸問題を解決する措置、特に平和条約の締結措置をとられるものと考へ、千島列島附近の領海の一部区域における日本人漁業につき日本政府と交渉に入る用意があることを表明した、しかるに日本政府は日ソ共同宣言の署名より相当の時間を経過するにもかかわらず、今なお平和条約を締結する用意を表明しない、右にかんがみソ連政府は本件漁業問題を審議する条件がまだ熟していないと認める」こういう返事をいたしたわけでありまして、従来の交渉の経過から申しまして、このソ連側の回答は、はなはだ了解に苦しむところでありまして、と申しますのは、わが方の提案の中には、具体的に平和条約の締結に至る暫定的な措置として、兩國關係の改善のためにも何らかのこの問題について解決してもらいたいといふことを規定してあります。またこの問題については、領海の範圍の問題が非常にコントラヴァーシャルな問題でありますので、その領海、領土の問題を全部不問にして、何らかの兩國關係の打開のために、その増進のために、ソビエト側の好意ある解決案を期待していたわけでありまして、それにこういう事態に返答が来たわけでありまして、門脇大使は従来のソビエト側の回答より、また数カ月をこの問題に費して、その間たとえば日ソ通商協定などの締結された事態がありますが、そのような事態において、こういう返事をもらったことは、食言であるとかまで強調して、ソビエ

ト側に反省を求めておられます。これが現在までの交渉の経過であります。○菊池委員 この漁業交渉は全く日本側がほんろりされておるような形で、われわれ残念でたまらぬのであります。が、向うがそう言つてきますならば、この平和条約とからんで交渉を開始してもよきように思ひます。一体いつごろまでこの平和条約を政府は延ばすつもりであるか、またどういふ機会が到来したならばこの平和条約を締結しようという考へであるか。どういふわけで延ばすのか。その点がさっぱりわからぬので、政府の大臣でありますところの松本政務次官にその点お伺いしたいと思ひのであります。○松本政府委員 一番大きな問題は、御承知のごとく南千島の領土の問題でございますが、この問題に關しましてはいろいろと、当時サンフランシスコ講和条約を締結しました國あるいはその主權を握りました國の間に意見が出ておりますが、だんだんとやはり國際的の世論あたりが熾盛まつて最も有利な背景をもつて交渉を開始することが適切ではないかという考へをもつております。従つて今急速に開始するまだ時期ではない、こう考へております。

も、形式的にもこの申し出はせんければならぬ。それでなければ國民は日本の政府が果して南千島を日本にとろうという信念を持つておるかおらないか、それを疑わざるを得なくなるのでありますから、政府としては當然この措置はとるべきであると思ひのであります。○松本政府委員 はなはだ抽象的な、答弁になるかもしれませんが、諸般の國際事情、これは菊池委員もよく御存じだと思ひますが、非常に微妙な点もございまして、いろいろと時期を見ている次第でございます。○菊池委員 サウジ・アラビアから日本の武器を賣り入りたいといふ申し入れがあつた、それに対して日本はこれを承諾するやうな新聞報道があります。これに對する政府の意向はどうでしょう。○松本政府委員 私どもの承知しておる限りにおきましては、民間との折衝をしたらしいといふことは聞いておるのでございまして、何らまたまつた結論は出ない、むしろそういう段階になつていふことをわれわれ承知しております。

○菊池委員 向うから申し入れがあつたら日本としてはそれを承諾するつもりでよろしいか、どうでしょう。○松本政府委員 こまかいことは、どういふものを求めておるか、民間側の方との交渉ですから、われわれ政府としては、これはもちろんまだ関知しておりません。○菊池委員 それでは大臣に對する質問はあとにして……。○山本(利)委員長代理 政府委員で答へられることで、質問する方は、ございませぬ。暫時休憩いたします。午前十一時九分休憩。午後二時十三分開議。○床次委員長 これより再開いたします。午前の會議に引き続き、國際情勢等について調査を進めたいと存じます。が、その前に前委員長野田武夫君より発言を求められておりますので、これを許します。野田武夫君。○野田(武)委員 私委員長在任中是不敏のために、委員会運営等について皆様にいろいろと御迷惑をかけたと思ひまして、恐縮に存じております。しかし曲りなりにも大過なきを得ましたのは全く委員各位の御協力のためのものでございまして、衷心から感謝いたします。まことに簡単でございますが、一言ごあいさつを申し上げる次第でございます。どうもありがとうございます。(拍手)○戸叶委員 社会党を代表いたしました、野田前委員長に一言お礼を申し上げます。この委員会は大体はかの委員会に比べまして、大へんにうらやましがられるほどの運営のよろしきを得て仲よくやつてゐるわけですが、野田委員長も大へんに公平な方で、やたらに時間制限もなさらないで大へん円満に運営をやられましたことに對して、厚くお礼を申し上げます。(拍手)

○床次委員長 それではこれより通告順に質疑を許します。なおお一人二十分ないし三十分程度の割合でもってやっていたらいいと存じます。

まず菊池義郎君。

○菊池委員 先刻ソ連から、日本の漁業交渉に關する申し入れに對しまして、漁業の交渉は平和条約とからんでやるのが妥当であるといった回答があったというのを御報告せられました。平和条約にからんで漁業交渉をやることはできないという御答弁でございまして、ところでこの向うの申し入れを日本が聞かないとなると、さらに漁業交渉は難航するものと見なければならぬと思ひます。このときに、日本といたしましては、新聞にもありますように大臣級の人でも出そうというお考えでありますか、どうでしょうか、その辺を伺ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 近海の安全操業に關します漁業の交渉につきましては、こちらから案を具して交渉の開始を希望したわけでありまして、平和条約と関連してこれをやりたいという向うの意思が発表されたわけでございます。従ひまして安全操業とこの問題をどういふふうに取り扱っていくかというところはまだ決定しておりません。ただお尋ねのところはあるいは現在行われております漁業交渉のことであるかと思ひます。現在モスクワで行われております日ソ間の漁業交渉につきましては、現在八回くらい会合を開き、それぞれ分科会を開いてやっておりまして、相互の立場が違つております。しかし門脇、平塚両代表が熱心

に分担をされまして、しかも現実の漁業関係と政治関係を総合されてやつておりますので、新しい代表を送るといふようなことは現在の段階ではまだ考へておりません。

○菊池委員 安全操業は漁業交渉に含まれるわけでございますが、安全操業と関連いたしまして、平和条約を同時に締結したいという向うの申し入れは、結局向うの意図するところは、この際日本を困らせて一挙に領土問題を片づけて、そして南千島を獲得しようというのが目的であらうと思はれるのであります。向うの言ひ分も一理あることで、領土の問題が片づかなければ安全操業の問題はちよつと交渉がめんどうではないか、かように考へるのであります。これを切り離して片づけることのできる自信がございましょうか。

○藤山國務大臣 はつきりしておいていただきたいのは、ただいまやつております日ソ漁業交渉と、北海、北洋におきます安全操業の問題と二つございまして、その点をまずはずりさしておきたいと思ひます。

安全操業の問題につきましては、ソ連側が、先ほど申しましたように、平和条約その他の問題と関連して討議をしたいという申し出をしてきておられるわけでありまして、われわれとしては北洋、北海の零細漁民の毎日の生活を考へまして、一日も早く日ソの間に安全操業の取りきめがでますことを希望し、それがまた將來の日ソ平和条約の推進にもなり、あるいは基礎にもなる、こゝろ考へてきたわけなのでございまして、ソ連側で、ただいま申し上げましたような状況で、これを関連させて問

題を取り上げたい、こういうことでありますので、その点問題が非常にむづかしくなつてきておるといふことは事実だと思ひます。

○菊池委員 こういう交渉でもって、国際機関を利用する手はございせんか、どうですか。

○藤山國務大臣 国際機関を利用することが絶無とも申し上げかねますけれども、安全操業の問題のごときは、ソ連と友好のうちに話し合ひをしていきますことが、一番適切な、円満な解決にいく道ではないかと考へております。

○菊池委員 それからブルガーニン書簡について、これは古い話ですけれども、これを慎重に検討するという政府の答弁でありまして、あの書簡の内容を見ますと、別に慎重に検討すべき点などほとんどないと思ひます。ソ連の言ひをうな、ほとんどきまり文句だけでありまして、一日も早くこれに對して回答を与え、むしろ日本の方から、積極的に向うに呼びかけるべきだと思ひますが、外務省の御意向はいかがでありますか。

○藤山國務大臣 お考えの通りでありまして、できるだけ早い機会に、積極的に呼びかけるような形の回答をいたしたい、こゝろ考へております。

○菊池委員 それからアジア開発基金の五十億でございますが、財政困難の折柄とは申しながら、ちよつと構想が小さすぎるように思はれるのであります。もつと大きな構想を持つて、このアジア開発の目的を達するといふお考えはないかどうか、外務大臣の構想を簡単に伺ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 アジア開発基金の構想は、岸総理が先般東南アジアを回られたときに提唱されたのが基本となつております。従ひまして当時の構想は四億ドル前後の資金を各国と共同で出し合ひながら、また受益国とも話し合ひながら、これをアジアの経済開発に使用していくという構想であつたと思ひます。しかし御承知のように、各国それぞれの、この構想に対する意見もあつた。また方法論についてもいろいろの論議がございまして、従つて今日までまだ具体的にその構想が固まつてきておりません。しかし私も日本としましては、東南アジアの経済的安定

また経済開発というものが喫緊であるといふことも感じておりますし、また小規模ながらもこゝろ構想が進んでいくことも希望をされます。そういう観点からしますと、提唱者である日本がとにかく若干の資金を出して、日本がこゝろの気持で進めていくといふことを示して参りますことも必要だと思ひます。従ひまして財政等の理由によりまして少額ではありますけれども、まずこの程度の金額を出して、そして一歩前進をはかつていくといふことが私どもの考え方でありまして、決してこの金額に満足いたしておるわけではございません。

○菊池委員 インドネシアに對する賠償が、貿易じりまで天引きにいたしますと八億ドル以上になりますので、最初のサンフランシスコ条約締結当時の見通しでは南方全域で十億ドルといふ考え方であつた。しかもそれは役務といふことに限られておつたのであります。これが相当大きなものとなつたのであります。要するに国交の回復に

伴うところの経済関係の好転あるいは貿易の増大、いろいろ考へた結果であります。ところが、それには一日も早くこの通商航海条約その他の経済協定を今から準備する必要がありますが、大體が済むことだと存じますが、大體の今後の経済工作のお考えを承わりたいと思ひます。

○藤山國務大臣 賠償交渉と同時に調印いたしました平和条約にも、互恵の立場をもつて通商関係を規律としていくことを書いてございまして、今後これらの問題について具体的な話し合ひを遂げまして、協定その他を進めて参りたいと、こゝろ考へております。

○菊池委員 日本の移民は戦後わずか二万しか行つていない。イタリヤは同じ敗戦国でありながら、一カ年に平均十四万、終戦後すでに百六十万も行つておるといふ勘定になつております。欧州諸国だけで十二年間に七百五十万といふわけでおるのであります。日本はこの移民に對する金の出し方があまりにも少ないのではないかと、一カ年わずか十億ではどうにもならないと思ひます。外務省としてはすべからず大蔵省その他の方面とよく折衝せられまして、軍人恩給とか何とか、あんなところをそぐたくさん出さないで、そゝろいふ方から移民の方にも振り向けるといふことを考へてもいいと思ひますが、どうでござい

○藤山國務大臣 移民を推進して参りますことは、私どものぜひともやらなければならぬ仕事と考へております。ただ御指摘のように、日本の財政事情もありまして、使える資金の点もござ

います。同時に受け入れ国との関係、輸送する船舶等の関係、それらいろいろな条件が重なってきております。がしかし今後外務省としましては、極力これらの資金について充実にするよう努力をして参りたいと思っております。

○菊池委員 この移民の問題は輕視してはならぬ。移民によってこの人口問題を解決できるわけではございませんけれども、解決の一助となるわけでございます。これは國際収支にも重大な關係があることで、今後大いに移民を奨励して、そして大量の移民が出るようにしたいと思っております。私はここに外務大臣に申し上げたいのですが、あのスカルノ大統領が今日日本に来ております。あの人は日本がインドネシアを占領しておりましたときに、日本から行きますところの名士に対して、だれにでも彼にでも異口同音にこういうことを言っている。われわれにも言いました。日本人がもし国籍を脱してくるならば、二十万人——これは二百万人、二十万人でもない、二十万人受け入れることができるのだということを言っております。ちやうど日本に来ていた最中でありましたから、この人をとつかまえて移民交渉をせられたらどうか。証人になる人はわれわれでも、ほかに幾らでもございます。

○藤山國務大臣 スカルノ大統領は、今日日本に來られまして、公式の接待を辭退して静養しておられますので、適當な機会につかまえることにいたします。

○藤山國務大臣 スカルノ大統領がそういう御意見を持っておられるというようなことは、ただいま初めて拜聴しました。將來参考にいたしたいと思っております。

○菊池委員 参考でなく、ちやうど日本におられる最中ですから、この人を

つかまえて、交渉せられたらどうですか。この機会を逸してはならぬと思ひます。

○菊池委員 予算委員会でも川崎秀二君から話が出ましたが、われわれは世界連邦というのを真剣に考えております。英、米、フランスその他の歐洲の十七カ国、米国の二十六州議會にはこの世界連邦實現のための委員會が設けられて、みな真剣にこの運動をやっておりますが、日本もいたしめて、國連に對しまして世界連邦の構想を實現するために、一つ提案せられては、いかがであるか、これを一つ伺いたします。

○藤山國務大臣 世界連邦という考え方については、大きな人類社會の理想の一つとして考えられることであります。ただ現實に今國連にそういう提案をするかいなかにしては、今日お返しいたしかねると思ひます。

○菊池委員 宗谷が南方の氷海であつたやうななじめな状態になつております。もうこれで二回です。ああいうことになつて、いかに日本が未開國でもあるかのような印象を世界に与えて、非常な不利だと思ひます。他の國々の船にもそういうのがございまして、決してそれは文明國の船ではなかつたやうです。日本だけが文明國であるにかかわらず、ああいったやうな状態で、世界に對して非常に情ない印象を与えることと思ひます。あんなことは、文部省とも話し合つ

て、今後出すときにはしつかりした船を出すように、一つ戒告願ひたいと思ひます。これは答弁には及びません。それからして、南方諸國に對しまして、日本の軍人の舍利を拾つて山の中を歩いている、これまた実にみっともない。いかにも野蛮國のやうな印象を世界に与える。今後ああいう舍利拾ひのやうなことは、なるべく——なるべくくじやない、絶対に用さぬやうに、外務省からして厚生省をとめてもらいたいと思ひます。この点いかがでございますか。

○藤山國務大臣 國民的な感情もあることでありますし、相手國との十分な了解がつく範圍内において適當に処置していくのが適當だろうと考えております。

○菊池委員 それからこれは昔のわれわれの選挙区でございまして小笠原の人々が、どうしても帰れないという見通しをつけてあきらめまして、補償金を要求するという運動に變つておるのでございます。アメリカの強硬態度からして、土地賃料の一括払い、それから漁業権の一括払い、そういうことをやつてもらう方面に運動が變りつつあるのではありませんが、長く借地権を米國が持つことになつて、永久にあらめなければならぬというやうなことも予想されるのであります。これに對して、こういうことをやりますと、沖繩の方にも直ちに大きな影響を与へることになりまして、われわれ深憂にたえないのであります。何とかして小笠原の島民を歸すことのできるやうに積極的にお骨折りを願ひたいと思ひます。どうもアメリカとの間に大きな懸案がありますと、その方が大事で、こ

の方を先にするとその方がおろそかになる心配があるという懸念からかどうか知りませんが、外務省がどうもこの問題についてあまり積極的でないというやうな印象を受けているのであります。八千人の人たちにとっては深刻な問題であります。もう一度外務省側の御答弁を願ひたい。

○藤山國務大臣 外務省としては、この問題を決して輕々な問題として低く評價をして扱つてゐることは斷じてございせん。従来の日米交渉においても、小笠原歸島問題というものは相當熱心に、數回にわたつて機會あるごとに持ち出してあります。ただなかなか達成せられませんでした。その間歸島連盟の方々が本問題の解決は引續き主張して、自分たちも捨てておらぬのだが、しかしその間の補償等について、あるいは借地料の支払い等について、今日までは本問題の解決と同時に考へてゐるが、この際それを切り離して主張してもらいたいという御意見もあるわけでありまして、歸島連盟の方々のやうな希望は、できるだけ達成するやうに外務省が努力するのは當然だと考へております。

○菊池委員 よろしうございまして。

○床次委員長 次は戸叶里子君。

○戸叶委員 先日この委員會でも問題になりましたけれども、沖繩の問題ですが、沖繩の施政權の返還ということはたびたび言われていることで、政府もいろいろと交渉をしてゐるというやうなお話をしておりました。先ごろのわが党の鈴木委員長との質問に答へられても、沖繩住民の希望はそのまま日本國民の要望であると述べて、さらに要望の實現にはあらゆる努力を

しなくてはならない、こういうふうに答へられております。それからまたあるときの答弁では、政府は十分関心を持つて施政權問題では今も米國と話し合つてゐる、こういうふうに答へられましたし、また予算委員會では、市長選の勝利の事實をあげて意見を述べ、交渉を續けてゐる。ある時期がくれば外交交渉以上の話し合ひも必要になるかもしれないと思つてゐる、こういうふうな答弁をされておられますけれども、何かその間に施政權の返還について具體的にこゝろをいふやうなことをしたというふうな具體性が何にも見られない、何か話し合ひを續けてゐるというマンネリズムに私は陥つてゐるやうな気がするのであります。このまゝの状態では、結局施政權の返還というものは幾ら話しても、ああ考へましよう、まあお願いいたしますというやうな結果で終つていくんじやないか。そしてまたこの間の市長選の結果を見ましても、アメリカの世論も何とかしなければならぬというやうな空氣に私はなつてゐると思ひます。そこでちやうどいふときだと思ひますから、やはりアメリカと日本との間で沖繩の問題、ことに施政權の問題についての話し合ひの場というものを今後作つていかなければならぬんじゃないか。たとへば防衛の問題もありましようし、いろいろな問題があると思ひますけれども、特に日本とアメリカとの間で沖繩問題に關してのお話し合ひの場というものを設けるお考えがあるかないかを承りたいと思ひます。

○藤山國務大臣 御質問にありましたやうに、私も私としてはこの問題が日本國民全体の要望であることも十分承

くと言われているようなわけなのです。

そこで外務省として門脇大使にどういうふうな通知を出して今後の交渉を進めさせようとなさるかを伺いたいと思います。

○藤山国務大臣 イシコフ漁業相から五日に門脇大使に対して話がありましたのは御報告した通りであります。それにつきましてフエドレンコ次官に七日に確認したことも午前中御報告ができましたと思います。これは平和条約交渉の再開を直接この言葉で提案したところのはやや早急なきらいがある、しかし平和条約と関連させてこの問題を論議し、あるいは平和条約を取り上げてやるということなので、それまではこういう交渉にあまり進んでいけないのだという向うの気持を表わしたものだと思います。私どもはそのまますぐこれを受け取りまして平和条約の交渉をするまでもう安全操業の問題を取り上げないのだという考え方ではないのであります。できるだけ今日まで提案していた安全操業の問題を論議してもらいたい、話し合いをしていくじやないかということをつ連側申し伝えていきたい、こう考えております。

○戸叶委員 安全操業の話し合いをしていてほしい、そういうふうに申し入れることはわかりましたけれども、つ連側が言っておりますのは、やはりこれと関連して平和条約の問題を話し合っていくと言われているときなので、日本側が安全操業だけの問題を出しても、おそらく外交交渉が進められないのじやないか、こういうふうに考えますが、この点はどうお考えになりますか。

○藤山國務大臣 こちらは平和条約のことも考えておるが、さしあたりとにかく安全操業の問題は去年の八月から申し入れている問題だからやつてもらいたい、こり言いましても向うが応ずるか応じないかは重ねての折衝になるわけでありまして、これからの問題だと思ひます。しかし私どもとしてはそれを重ねて向うに交渉してみまして、一日も早く安全操業の問題を解決していききたい。と申しますのは、平和条約の問題については領土の問題がございまして、これが解決すれば安全操業の問題といふものもある程度並行して解決し得るのだと思ひますが、しかしソ連側の今日までの様子を見ておりますと、必ずしも領土の問題といふのはわが方の希望のように簡単に解決するやいなやは私ども予見できません。予見できない以上は、できるだけ近海の安全操業という面でも問題の解決されることを希望しておるわけであります。

○戸叶委員 今の藤山外務大臣の御答弁によりまして、安全操業の問題だけ一応出して、先ごろの通知によると、両方関連させて話し合いたいというふうな向う側の意向からすれば、それに必ずしも応じられるか応じられないかわからないけれども、一応安全操業の問題を向うに出して、そうして応じられないときには重ねて考える、こり言ひでございますか。

○藤山國務大臣 さようでございます。元来が安全操業の交渉をいたしますときに、この問題を申し入れましたときに、向う側は安全操業の問題として話し合ひをしようということであつたわけですから、従つて日本が八月二十九日に安全操業に関する日本の提案をいたしましたわけなのです。それは向うが受け取つたのでありますけれども、その後再び催促をいたしておるのですが、それに対する返事が来なかつた。十二月十六日に今やつておられます安全操業でなくて、日ソ漁業交渉の場においてやつたらどうだといふ話も向うから一つは出たわけなのです。しかしこれは全く問題の性質が違ふところでありまして、その場でやることにはなつておらない。ところが今回二月五日のイシコフ漁業相の提案になつてきた、こり言ひでございますか。

○戸叶委員 それはわかるのですけれども、先ほど私が冒頭に念を押しましたのは、イシコフ漁業部長のさきに言われたのを門脇大使がもう一度フェドレンコさんのところへ行つて、そうして確認をしたのだ、こり言ひでございます。さうして、藤山外務大臣が安全操業の問題だけを出されても、やはり領土の問題と関係しているから両方一緒にするよにというふうな話になつてくるのじゃないかと思ひます。そこで藤山さんが安全操業の問題だけ出そうとなされたとしても進展しないのではないかと私は心配するのです。この点についての自信がございなるのですか。

○藤山國務大臣 イシコフ漁業相が言つたことでありますから、フェドレンコ外務次官のところへ会見に参りました。会見に行つた結果ははつきりしたわけでありまして、従ひまして、これに對してわれわれは回答すると申しますが、申し入れをしていかなければならぬ。それで、今のお話では、そこまで向うのフェドレンコ外務次官も言つたことだし、もはや申し入れをしても目的は達しないだろう、こり言ひ御意見だと思ひますが、達するか達しないかはわかりませんが、達するか達しないかは従来いささづから見まして、ソ連側が初め安全操業の問題を別個に話し合ひをしようといふ八月二十九日のわが方の提案を受諾したまでの経緯もございまして、当然日本としてはそれを、申し入れるべきだ、こり言ひ思つておられます。

○金山政府委員 この問題の交渉を始めた経緯を御説明することが、あるいはこの問題を御理解願うのに役立つと思ひますので、申し上げます。実はこの問題は、千島及び南樺太周辺の近海において、日本側の漁船がたびたび拿捕されるという事態が起つたものであります。早急にこり言ひ日ソ間の国交を阻害するようないふ愉快な事件を除かなければならぬ、こり言ひ観点から日本側が提案したものであります。それでその提案の内容をたびたび日本側から向うに言つてあるものであります。たとえば領土の問題、十二海里、三海里といふような主義上の問題ないしは領土問題の解決が非常にむずかしいといふことを前提にして、その前提のもとに日ソ関係のために悪いこり言ひ状況を除去しようといふことから始まつた交渉であります。しかもソビエト側は大臣も申しましたように、たびたびこの問題について好意的な考慮を払つて、交渉の用意があるといふことを申し立てておられます。今こり言ひ回答が参りましたことは、

たことだし、もはや申し入れをしても目的は達しないだろう、こり言ひ御意見だと思ひますが、達するか達しないかは従来いささづから見まして、ソ連側が初め安全操業の問題を別個に話し合ひをしようといふ八月二十九日のわが方の提案を受諾したまでの経緯もございまして、当然日本としてはそれを、申し入れるべきだ、こり言ひ思つておられます。

○戸叶委員 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

○藤山國務大臣 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

私たちとしては非常に意外に感じていた次第であります。それでこの交渉が始まりました経緯から申しまして、こり言ひ領土問題ないしは領土の問題と切り離して交渉する意図がソ連側にあつたと考える十分な根拠があるわけでありまして、ですから、こり言ひ交渉の経緯における先方の矛盾をただして、あらためてこの近海操業問題を切り離した交渉を申し出ることとは決して矛盾ではないと思ひます。

○戸叶委員 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

○藤山國務大臣 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

○戸叶委員 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

こり言ひういふふうにお考えになるかを承わりたいと思ひます。

○藤山國務大臣 ソ連との間に平和条約を作りますことは、一昨年あいつ共同宣言によつて国交も回復したわけでありまして、日本国民だれでも希望しております。私どもとしましては安全操業の問題を取り上げまして、今申しましたような経緯で安全操業の交渉をしておりますので、これをまず軌道に乗せていくことが必要だろつと思ひます。従つてこれはこれで交渉してみます。昨年の六月以来の交渉の経緯に見ましてもこれに終止符を打たなければならぬのでありますから、われわれとしては当然十分な交渉をしてみる必要があると思ひます。

○戸叶委員 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

○藤山國務大臣 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

こり言ひういふふうにお考えになるかを承わりたいと思ひます。

○藤山國務大臣 ソ連との間に平和条約を作りますことは、一昨年あいつ共同宣言によつて国交も回復したわけでありまして、日本国民だれでも希望しております。私どもとしましては安全操業の問題を取り上げまして、今申しましたような経緯で安全操業の交渉をしておりますので、これをまず軌道に乗せていくことが必要だろつと思ひます。従つてこれはこれで交渉してみます。昨年の六月以来の交渉の経緯に見ましてもこれに終止符を打たなければならぬのでありますから、われわれとしては当然十分な交渉をしてみる必要があると思ひます。

○戸叶委員 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

○藤山國務大臣 今御説明にあつたようなことは大体私もわかつておるのです。ただ問題が出てきたからその問題をどう処理するかといふことで私は質問しておるわけなんです。

○藤山國務大臣 さようでございます。

○戸叶委員 それからもう一点、今ソ連との漁業交渉が行き詰まっているようでございますが、それに対して先ほど菊池委員が、交渉を進めるために何か上の方の力で行くのではないかと、いろいろ発言があったように思いますが、それども、藤山外務大臣にそういう話があったらいらつしやる意思がありますか、どうですか。

○藤山國務大臣 現在漁業交渉が、これは毎年の例でもありませんけれども、非常に困難な状態で進行しておるという事、意見が食い違つておることは申すまでもないのであります。しかしながら、例年の例からみましても、一月十三日に交渉を開始いたしました以来です。従つて今後この交渉がどういふふうに展開していくかわかりません。のみならず門閥大使並びに平塚全權が行つておられますので、これらの方が最善の努力をしておられますから、現状においてまただれかこの状態を打開するために行くという必要はないと思ひます。しかし非常に問題が起りました場合は、行き詰つたような状況が起つてくるようなときには、その妥結の方法を考えなければならぬ、こゝを考へておられます。

○戸叶委員 そのときにいらつしやるということも考へなければならぬか。

○藤山國務大臣 私はいろいろな機会に申しておりますように気軽にどこにでも出かけて、気軽に交渉してみようでもおられます。ただそのような時期における国内の状況、議会の状況その他によりまして、また問題の解決の仕

方によつて、専門的な方に行つていただくのがいいか、あるいは政治的に問題を処理した方がいいか、それらの問題もありませんので、私は世界中どこに飛んでいくことにもやぶさかではありませんが、この問題で行くか行かないかはまたそのときの問題であると思ひます。

○戸叶委員 もう一つ東南アジア開発基金の問題で私二、三点伺いたいと思ひますが、あれは岸さんが非常に大きな構想を立ててアジアの一つの国として経済外交を進めていくために成功させたいと考へられた、こゝういふ点ではわかるのですけれども、私は、結局今の段階では何かやむやむになつていふような感じがするのです。それはなぜかと申しますと、岸さんが行かれてアメリカに申し入れをしても一応断られた形、そのあとも、おそらく藤山外務大臣がいらつしやつてその引き継ぎの交渉をされたと思ひますけれども、そのときにもきつとあまりいい返事はされなかつたように思ひますが、いかがでございますか。

○藤山國務大臣 この問題につきましてもは総理が各地で提唱をされてきまして、それに対する各国の反応がいろいろな形で出ておられます。趣旨において賛成であるけれども方法論について意見のある国もござります。われわれとしてはこの提唱が東南アジア経済のために役立つものとして、そゝういふものを参考にしながらやつておるのであります。アメリカにつきましても、ただいまお話しになりましたように従来の二国間の援助によつて相当金も出してゐる、あるいは既存のいろいろな計画もあるもので最初から非常に乗り気で

あつたとは考へられません。しかしながら、その後われわれもこの問題について十分な説明をいたしておきます。また最近の事情からいいますと、アメリカの考へ方も若干好意的に動いておるようにも感じられるのであります。て、せつかく努力をいたしておる次第であります。

○戸叶委員 先ほどの菊池委員に対する御答弁で、日本が一応先に提唱したから五十億円だけ組んだのだというお話でございますが、それはこれを基にして東南アジア開発に寄与するための国際機関をお作りになる構想で始められたのですけれども、そゝういふふうなことを近い機会にやり得る可能性があると考へになりますか。

○藤山國務大臣 まずこゝういふ基金を日本も用意いたしました。もつともこの五十億という基金は多い基金ではないのであります。われわれの考へかいらえば財政事情を許しますればもう少し大きい金額を日本みずからも最初に出すべきである、こゝを考へておりますが、今日の外貨事情、財政事情等から一応この程度の基金を積んでスタートを切つてみよう、こゝういふことによりまして、日本の意図もあれ、非常に大きな構想になります。かなりませんか。あれですけれども、とにかく同じような考へ方を持つてゐる国ととも、こゝういふものが国際的な基金として成り立ち得るよう、今後とも進めて参りたい、こゝを考へております。

○戸叶委員 そゝうしますと、この金額が多いか少いかは別問題として、藤山外務大臣としては、そゝういふ同じ志を持った国を集めて、なるべく早い機会に国際機構を作らうという考へえ

で構想を進めておられるわけでございますか。

○藤山國務大臣 その通りであります。

○戸叶委員 そゝうしますと大体どういふ国を考へていられるわけでございますか。

○藤山國務大臣 東南アジアに位置しておられます国は、当然、全部とは申しかねるかもしれませんが、今日までの経過でもつてある程度この趣旨に賛成している国もござりますので、それらの方法論等については今後打ち合せて参らなければならぬけれども、そゝういふ問題を説明しながら進めて参りたい、また西歐の国でもこの問題に興味を持つてゐる国もござりますので、現実にどういふ形でどういふふうにしていくかは今後の問題として考へて参らなければならず、また折衝して参らなければならぬので、今にわかには申し上げかねますけれども、日本も提唱した以上は、それだけの責任を負つて提唱しているのだという形を現わしながら進めて参りますことが、同調を得る国に対しても日本のすべき義務だ、こゝを思ひます。そゝういふ意味からこゝういふ基金を計上することにいたしましたわけでありませう。

○戸叶委員 東南アジアの国々はわかれましたが、それでは、アメリカの世界開発基金などにもある程度依頼をしたいといふような考へを、なお続け持たれますでしょうか、どうでしょう。

○藤山國務大臣 公平な立場で公正にこゝういふ機関を運用していこうという国の資金というものは、当然私は入れるべきだと思ひます。もしこ

ういふ機構ができれば、資金量の多いほど有効に動くこともまた當然なことでありまして、従つてアメリカが資金的な援助をしてくれるならば、私も喜んでこゝういふマルチラテラルな機関には加わるべきだ。ただ世界的な世界銀行とかいろいろ組織もありますわけですから、それと重複するといふような考へ方を持つてゐる国もありまして、いろいろなので、今にわかにはどこがどれだけのものを融出するといふ段階にまでは至つておりません。

○戸叶委員 きんりの新聞によりますと、来日中のフィッツジェラルド米国際協力局長が丸ノ内のプレス・クラブで内外記者団と会見して、こゝういふ基金には出資しないといふようなことをはっきり言つてゐるわけでございます。そゝういふところから見ても、そしてまたアメリカが入つてゐるいは東南アジアが果して賛成するかどうか、こゝういふたよりいろいろな問題を考へてみますと、このための基金を出し合つて、基金をプールして何かしようとするその国際機構といふものは、なかなか早急にはできないのじゃないかといふことを私も懸念いたします。岸首相が一度上げたアドバルーンだから、何とか一度取捨をつけていかねばならぬじゃないかといふような考へでやつていられるようにも考へられるのでござります。

そこで、それはともかくといたしまして、五十億のお金をプールできるまでに、今一体全部使うことができないのですか。それともその一部しか使えないのでしょうか。それからまた、お使いになるとしたら、今のところ一体どう

ロジエクトの問題が起つてきたときには、日本としてあの基金から投資をする。従いまして、タルタウ島の漁港の問題につきましても、この問題は相当そういう性格を帯びたものだと思つておりますので、具体的に話が進行し、なおこれらの国際機関ができませんまで内閣に臨時の経済協力審議会もできませんので、そこいらに諮問されまして、その決定等によつて使用され得る道も開かれるかと思ひます。

○高岡委員 そうしますと、新聞等によつて報ぜられておりますいわゆる臨時経済協力審議会といひますか、その審議会でいろいろ審議した結論によつて使途をきめていく、こう解釈してよろしうございませうか。

○藤山国務大臣 臨時審議会では必ずしも一々のプロジェクトそのものの可否というものをきめるとは思ひませせん。しかしこういう種類のものならば適当であらうという大きなワキはきめられると思ひます。

○高岡委員 そうしますと、今東南アジアでいろいろ問題になつておりますものを合計しますと、五十億を使い切つてしまふのじゃないかという気がするものであります。今申し上げましたタルタウ島の問題もございまして、そのほかインドにおける技術センターの問題もあるようでありまして、またメコン川開発問題でありますとか、いろいろ列挙して参りますればおそらく五十億では足りないのじゃないかというやうな感じを受けるのであります。それと、もう一つ私はこの際大臣からこの五十億というもののついでに性格とでもいいますか、今後の進め方についてお話を承りたいことは、先日

インドに対して百八十億の金を援助しようというところが出ておりましたが、東南アジアのうちのたつた一国に百八十億を出し、残る全部に対して五十億ということになつてきますと、他の諸国は、これじゃわれわれは一体何ほどの経済協力をいただけるのだらうかという、ある意味の悲観を感じるだらうと思ふ。従いまして先ほど大臣の御答弁にもありましたように、このたびは財政上その他のことで五十億しかないけれども、将来はこれを世界銀行のアジアといったやうな大きなものにしていくのだ、しかもその際各国がもしも出資に困るやうな場合には、ある国によつては賠償の金を話し合ひの上でその方の投資に振り向けることも考えられるのだといったやうな、この問題の将来についての一応のお話を大臣から承れることにおいて国際的にある程度の理解ができるのではないか、かやうに考えるのでありまして、この点について大臣の御説明を得られれば幸いだと思います。

○藤山国務大臣 アジア開発基金の構想は、ただいま高岡委員の言われましたやうに、世界銀行のアジア版あるいは商品金融会社のアジア版、あるいはいろいろな広範囲の内容を含んだものが岸総理から提唱されておるわけでありまして、従つてそういう意味において、りっぱにこれが成長し上ることを私どもとしては念願して努力するわけでありまして、今日の状況はまだそこまで参りません。しかし日本としては、提唱しました以上は独力ででもやるというくらい意気込みで、できるだけ資金を出して、そして各国の協力を得つつやるべきだと思ふのであります。お説の通り

五十億では足りないことは重々われわれも知つてゐるのであります。今後この基金を充実していかなければならぬ、また引き続いて日本の国際機関としての出資金としてももっと多額のものが必要なことはもちろんであります。またそういうものができると、いろいろなアジア経済に対して協力する投資の基金としても、もっと多額に要することは当然のことでありまして、今後とも財政事情と見合ひながら努力して参るつもりであります。

○高岡委員 時間がございせんから飛ばして参りますけれども、私が昨年の暮れにアメリカに参りまして、いわゆるアジア開発基金問題についてアメリカの民間側との話し合ひをやつてみたことがございまして、その場合向うの危惧しておりましたことは、一体東南アジアにどれだけの仕事があるのか、しかもどの仕事が一体的に経済的にペイするのだらうか。そういう具体的な問題は、これはアジア諸国にいろいろそういう計画を立ててみる、といったところで立ち得ないだらう。そうかといつてアメリカがこれを調査したのは、すぐもう経済進出だといふやうなことで、親切気をもつて調査に行つても、逆に非常な反響を食ふ。従つて日本がせつかくそういうことを考え、またその点でアジア諸国の了解を求めつつ日本が進むならば、日本が中心という言葉は諸弊がございまして、日本が心から協力をして一つの開発計画といふものを立ててみたたらうか。そういうものが具体的に出来れば、アメリカとしても十分考えられるんじゃないか。ただ東南アジアのいわゆる低開発地帯は開発しなくちゃいけないとか、生

活水準を上げなければならぬとかいうやうなことは、これは抽象論とはいひながら、わかり切つてはいるけれども、じゃどうするのだといふところまではまだ話が進んでいない。そういうところへ一体幾ら出すかと言われたところで、こつちの方としても幾ら出すかといふやうな意味のことを言つておつたのであります。これは必ずしも政府当局が言つたわけではございせんので、こういう点は外務大臣がとくと一つアジア全体の構想といふものを、それぞれの国の希望もあり、それぞれ国の自主的な考え方はもちろん尊重しなければならぬのでありますけれども、それらの国々の希望を尊重しながらアジア全体の開発計画といふものをこの際、先ほどおっしゃいました審議会あたりが十分議を練つてしまふべきじゃないか、こう考えるわけですが、果してその審議会といふものはそういう性格を持つておるかどうか、一つお伺ひします。

○藤山国務大臣 今の高岡委員のお考への通り、日本もこれに協力します以上は、経済的に、技術的にアジア開発に対する協力の方法なりあるいはアジア特有の発展方法なりといふものについて研究もして、アジアの各国に協力していきますると同時に、投資資金をいたします西歐諸国に対してもそういう問題の解明をしていくことは必要なことだと思ひます。さらにそれらにつきまして日本に何らかの大きな調査機関等を持つて材料を収集し、東南アジアの各国の人の参考にもなり、また西歐の人の参考にもなるというやうな機関を設けたらいいだらうという考え方は

持つております。いずれいふやうな問題につきましても、今回臨時にできます内閣の経済協力審議会がそういう問題について諮問を受けることになるのじゃないか、こう考えております。

○高岡委員 それは審議会そのものの仕事ではないかと思ひますけれども、話はちよつと飛躍して、語弊があるかもしれませんが、かつて満鉄が膨大な調査機関を持つておつたことがありますが、私は少くとも今日の日本は、しかも東南アジアに対して経済協力を進めるといふからには、内容は別としまして、規模においてはかつての満鉄が持つたくらいの調査機関といふものをこの際作ることが絶対必要ではないかというやうな考え方を私はするのであります。しかもこの調査機関ができることを前提としますれば、今の五十億といふのは、この調査機関の費用くらいにしかすぎないのではないかと感ずる持つたのであります。そういう点は、これは政府としてはまだそこまで話が進んでいないかと思ひますが、財界人ではないかと思ひますが、財界人としてはそれだけの気持がおりかどうか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○藤山国務大臣 総理の提唱されましたアジア開発基金の構想を大きく広めて参りますために、アジア開発基金の構想の中には一つの調査機関の問題が提起されております。従つて今お述べになりました満鉄のやうな機関は、御例示であると思ひますが、私は日本が中心になりまして、東南アジアの各国の方々とともに一つのまじめなそういう調査機関みたいなものを持つことも、これはアジア開発基金のあ

一応承知しております。しかしそれは公式の申し出ではありませんので……。

○松本(七)委員　それは私どもも駐米スクワの日本大使館にその内容はお話ししましたから、当然日本大使館から、私の持つておるのと同じものが報告が来ておると思うのです。けれどもそれは正式のものではないのですからいいのですが、それ以外にその後たしか来ておるはずですよ。ですからその点を調べていただきたいと思うのです。非公公式ながら門脇さんから報告されたという私どもに伝えられたそのソ連側の意向といふものに對しては、外務大臣としてはどう考えておられますか。つまり、あのようなソ連側はハバロフスクまで、日本は東京または——初めは重光外務大臣のあの話し合いのときにちよつとたしか出たことがあると思いますが、そのころは東京を固執しておつたようです。けれどもその後ソ連側も東京を必ずしも固執しないで、ソ連側も東京または他の日本領域内の地点へと変更してきておるわけですが、一応日本側としては東京または、その他の地点、ソ連側としては、ハバロフスクということですから、航空協定を結ぶことが、通商協定もできればなおさらのこと、やはり日本にとっては必要ではないかと思ひますが、これに對する大臣の考え方をこの際伺つておきたい。

○藤山國務大臣　ただいま申し上げましたように正式のあれが来ておりませんが、航空協定は必ずしも他の協定と急いでやるという氣持はないのですから、まだ十分研究しておりますので、必ずしも適當な答えができるとは思ひません。ただ航空協定をやる場合に、日本がハバロフスクまでいいか

どうかということには相当の問題があると思ひます。そういう問題については今後ほど研究してみないと今にわかにお答えはできないと思ひます。

○松本(七)委員 大臣はソ連側から私どもに渡された内容は御存じですか。

○藤山國務大臣 正確な情報としては、書類としては承わっておりません。

○松本(七)委員 門脇大使から報告された文書はごらんになっておられないのですか。

○藤山國務大臣 門脇大使からの一応の報告は受けております。しかし……。

○松本(七)委員 それはどういふ程度の内容ですか。

○金山政府委員 門脇大使からの報告の内容は一応大臣に御報告してありますが、詳細な点に關しましては、まだ大臣の御検討を願う段階に達してないと思ひますので、私限りで研究しておる次第であります。

○松本(七)委員 そうするとどの程度のところまで大臣に報告してあるのですか。概略と言われるけれども、その報告された内容をちよつと言つて下さい。

○金山政府委員 社会党議員団がここに参りましたについて、航空協定のみにならず他のいろいろなお話を門脇大使に話された、その内容が外務大臣のところに報告が参つておる次第であります。この航空協定の問題に關しましては、従来から非公式ではありますがこの地方的な町から日本の首都へということはたびたび言つてきておるのであります。内容的にはそれと似たる相違がない問題であります。今回のソ連側の社会党議員団に示した内容というものは……その段階におい

て、まだ詳細に大臣に御検討願つて御決裁を得る段階に達してないかと判断いたしましたので、ただその点だけを申し上げた次第であります。

○松本(七)委員 その点だけという、社会党代表団にソ連側がそういう意向を表明したということだけを言われて、内容には触れていないということですか。

○金山政府委員 内容はまだ大臣に御報告してありません。

○松本(七)委員 そのソ連側の私どもに出した文書は、ただ意向表明じゃないのですか、文書で来ておるのです。

○松本(七)委員 そのソ連側の私どもを八つに分けて相当具体的にこまかいものを……それを私どもも、やはりこれは重要な問題ですから、門脇大使のところにはその内容をそのまま御報告したわけですね。それを私どもも言つてきたんだらうと思ひます。それを一応検討する段階にないかどうか、それは大臣が判断することであつて、それを局長、あなた自身がまだ報告する段階じゃないからといって、その内容も示さないで置いておくということは果して妥当かどうか、これは大臣の御意向を一つ伺つておきます。

○金山政府委員 私といたしましては、すでに社会党の議員団が行かれたあと、正式にソ連政府から日本政府に對して通告のあるものと考へていた次第であります。

○松本(七)委員 大臣はどうですか。今までこんなに長い間——もうずいぶんたつておりますよ。おそらく門脇大使から言つてきたのは、昨年の十一月終りごろだらうと思ひます。

○金山政府委員 そうです。

○松本(七)委員 そうでしよう。今までそういうことを来るだらうからというので放置しておくことは妥当かどうか、大臣の御意向を承わつておきます。

○藤山國務大臣 今金山局長のところへそういう報告があつたということでありませう。従ひましてどの程度の内容が来ておるか私は存じておりません。が、しかしそういう問題について、局長の判断によつてできるだけすみやかに私のところに内容を申すべきが適當だと思ひます。

○松本(七)委員 それじゃさつそく——おそらくもう正式な意思表示も遠くないと思ひます。ですから同じものかどうかわかりませんが、あつたこと、あの当時ソ連が考へておつたことは、日ソ交渉のころとはまた多少違つておるところもあるでしようし、やはりその経過は知つておかなければならないと思ひます。ですからすみやかに検討していただきたいのですが、いかがですか。

○藤山國務大臣 検討いたします。

○松本(七)委員 金山さん、あなたにもその詳細の全部が来ておらないようでしたら、私の方のをもちろんお返しいたします。

○金山政府委員 航空協定に關しましては、ソ連のみならず各国との間に締結の運びになつておまして、そういう個々の具体的、技術的な問題に關して一々外務大臣の御決裁を従来得ておられません。その交渉が成立いたしました晩において、あるいはその交渉の経緯を御報告するとかいうことはござい

ますが、ソビエトとの間の問題だけを

取り上げて違つた進め方をする必要があるかどうか疑問だと思ひます。

○松本(七)委員 そうすると今まで放置しておつたのは当りまえであつて、見せる必要はないというのですか。

○金山政府委員 まだ私のところで研究しておるべきものであつて、正式の申し入れがあつて初めて大臣の御決裁を得るべきものであると考へております。

○松本(七)委員 それじゃわれわれ、たとへば野党がそういうものをもちつて、それが新聞で報道されたというなら別ですよ。けれども重要な問題と考へたればこそ、正式の大使にこれをわれわれは報告したわけですね。大使としてもこれは重要問題だと考へたればこそ、われわれの会談について特にこれはどういふ内容かということを知らうとされた。それはもう一つあります。安全操業の問題、これは先ほども御答弁があつたように、当時日本政府が回答を促している最中だつた、それであるいはわれわれに何か話があるのではないかと……その会談内容については逐次報告してくれということ、私どもはなるべく詳細に御報告したわけでありませう。そういう問題について大使が必要と認められたから、それを今度本省に報告されたんでしよう。それを局長自身が検討して、航空協定の話が具体的に正式に取り上げられるまで大臣に報告する必要があるという考へ方は、どうしてもわれわれに解せない。そんならわれわれも、全然その正式な話がないから、野党であるわれわれにこられた話だから、大使にも何も報告する義務がないということになる。大使の考へ方とあなた

ちやうど逆のような感じがする、どうですか。

○金山政府委員 社会党の議員団であるから大臣に報告しなかつたというよりな事実は全然ございませう。ほかのソ連を通じまして、政府を通じて正式な提案があつた場合、その重要性に應じて大臣に御報告いたしております。

○松本(七)委員 この問題ばかりあまり時間をとつても何ですか、大臣に一点伺つておきたいのですが、こういう問題についてやはりいろいろな動きですね、ちゃんと正式に政府から政府に窓口に来て初めて知つてああそうかということじゃいつも手おくれだ。やはり動きをいつもつかまえておかなければならぬ。そういう観点からしても、こういう問題は事前にやはり実情を聴取することが大臣として必要じゃないかと思ひますが、いかがでしよう。

○藤山國務大臣 お説の通りだと思ひます。航空協定については、航路延長その他の問題もあるわけでありまして、そういう点は従来の航空協定にプラスされるところでありますから、原局においてできるだけ慎重に調査した上でその結論を答申されてしかるべきだと思ひます。ただ新しく航空協定を結ぶか結ばないかというふうな問題になりますと、これは政策的な大きな問題となりますので、できるだけ早い時期に報告されてしかるべきだと思ひます。たまたまちやうどその時分に私がかぜをひいて寝ておりましたから、あるいは局長にその意思があつたと思ひますけれども、その時期を失したのではないかと思ひます。今後そう

い点について注意をいたすことにいたしました。

○松本(七)委員 それから次は日米関係ですが、特に安全保障委員会の運営についてこの前発表された三つの原則、一つは在日米軍の配備及び使用についてで得る限り協議する、それから第二は、安全保障条約に基づく一切の措置が国連憲章に適合するよう確認するため協議する、それから第三は、安全保障の分野で両国民の必要と願望に適合すべく調節する、この三つは今も間違いない基本方針であると確認してよろしゅうございますか。

○藤山國務大臣 その通りであります。

○松本(七)委員 そうするとこれの前提になつておる考え方は、日米両国民の共同防衛ということだと理解してよろしゅうございますか。

○藤山國務大臣 安保条約を中心として検討するわけでありまして、そうだと思います。

○松本(七)委員 それは共同防衛ですか、はつきり答弁して下さい。

○藤山國務大臣 ただいま申し上げましたように、安保条約は共同防衛の関係を説明しておりますので……

○松本(七)委員 安保条約が共同防衛の概念に一致するというのは、どこの条文でそういうことを言うのですか。

○藤山國務大臣 日本が侵略されたとき、あるいは日本の事態の混乱というものがあるから、共同防衛という言葉をあげてありませんが、日本の防衛に関する諸問題を討議するのだらうと思います。

○松本(七)委員 その建前から、それは基本方針である日米の協力が具体

的に今後どういうふうになるかという点について、実はいろいろな問題があると思うのです。この前、ちょうど大臣が臨時国会のときお休みでしたから、これは直接大臣にはお伺いするところができなかったのですけれども、新しくICBMがソ連で成功してから、アメリカの戦略体制というものが非常に内容が変つてきていると思う。そういうときに、日本が共同防衛の立場から、特に日米の協力をどう具体的にやっていくかということが、これから非常に大きな問題になるだらうと思ふのです。

そこで一つの問題になるのは、外交青書にも、「わが方の自主的立場を強化するとともに実効的な協力体制を確立し、将来安保条約改正を含む新情勢に適應すべき体制に移行することを目指す」と、こういうふうな政府の方針が明示してあるわけですが、これが果して日米安保委員会でのように今まで取り上げられてこられたか。十二月の第四回会合でサイドワインダーの問題が出たわけですが、ちょうどヨーロッパではNATOの会議その他が開かれて、そういうときに、今言う安全保障条約の改訂問題が具体的にいつどういう議題として取り上げられたか、経過を御説明願ひたい。

○藤山國務大臣 安保委員会の運営につきましても、御承知のように、ハイ・レベルにおいて問題を話し合うというところ、配備及び使用等についても話し合いますが、同時に、三の、日米両国の関係を、両国の国民の必要及び願望に適合するように話し合つていくことというところで会合を進めておるわけでありまして、従つて安保条約に伴つて起

ります諸般の問題、また安保条約を將來どう改善したいかという問題についての検討をやはり並行していたしていくわけでありまして、配備及び使用について、アメリカ軍の撤退その他がありまして、相当重要な問題として取り上げられてはきておりますけれども、そういう問題だけをこの委員会で論議しているわけではございません。

○松本(七)委員 この不平等条約改正の問題は、どういふ議題となつて具体的に出てきたかということですか。いつ論議されたのですか。

○藤山國務大臣 この委員会というものは、必ず議事規則を作り、議題を明示し、そして審議を進めていくという種類の委員会ではないのであります。お互いに問題を出し合ひながら話し合ひをしていく、こういう委員会として運営をしております。

○松本(七)委員 やり方のいかんを問うてゐるのではなくて——それじゃ、内容的に、安保条約改訂の問題は、いつどういふふうな話し合ひになつたのかということですか。

○藤山國務大臣 会合の内容を、一々事こまかく申し上げるわけには参らなないのでありますけれども、今申し上げたような点を話し合ひをいたしております。むろん配備及び使用等についても話し合ひをしております。

○松本(七)委員 会合のあつた回数をずっとあれしてみると、逆にあげれば昨年の十二月の第四回会合のときは、いわゆるサイドワインダーの話が出てゐる。それから第三回その他は、大体アメリカが核戦略体制に軍事の方針を切りかえた、それに伴う在日米軍の撤

退、そういう問題が主になつてゐるわけですね。そうすると、安保条約の改正を意図して安全保障委員会を運営していくんだという岸さんの最初の日米共同声明、それから、歸つてこれらで、こういう新しい委員会を作つて、ここで正式に安保条約の改正はやれなくとも、この委員会でだんだん運営もよくしていくんだ、そうして將來この改正に向つていくんだ、こういうことを言われたのと、実際はこの委員会の性格というものが違つておつたという不安を国民に与へつたわけですね。それで私は聞いておるのでありますけれども、これは共同防衛という立場に立つておる限りは、どうしても軍事的な面についてもいろいろ話し合ひ機関というものが必然に出てくると思ふのです。これは過去における同盟関係を

見れば明らかなんです。日独伊三国同盟でも必ず参謀本部と参謀本部との間の軍事機関というものができたわけですから、だから日米が共同防衛の体制に立つておる限りは、何らかの形で軍事的な話し合ひをする軍事機関というものが必要だらうと思ふのです。ですからアメリカ側から言つてみても、そういう体制に在る限りは日本との間に軍事的な話し合ひの機関を設けようというものは理の当然だと思ふ。ただ問題は、安全保障委員会は、岸さん

はこれに軍事的な話し合ひをするのではないのだ、安全保障条約の運営をよくし、將來これを改正するためにこれを使うのだ、こういうことを国民の前にはつきりされておるわけなんです。それが今までの一回、二回、三回、四回の会合の内容——大臣は詳しくはおしやらないけれども、大体新聞に

報道したところ、あるいはその他によれば、安保条約の改正問題というふうなことよりも、この軍事機関にこれがなつたあるのじゃないかというふうな不安を国民の間に与へておる。少くとも新聞に載つておる範囲で見ると、それはそうなんです。ですから、いやそうじゃないのだ、あくまでもこれは安保条約改訂を中心として話し合ひのだ、こう言われれば、やはり国民がああするか、と納得できるような、今までの運営はこつとやつてきた、こつと議論もやつてゐるということがある程度明らかにしてもらわなければ、国民の不安というものは私は解消しないと思ふ。そういう意味で聞いておる。

○藤山國務大臣 総理が言われましたこの委員会を作る目的通りの目的を持って、私としてはこの委員会を運営しておるつもりであります。従ひましてこの委員会においてそういう問題が論議されることは当然なことであり、また論議しなければならぬと思つております。ただ一々の会合について、私はどこの何の会合でどういふことが言われたかというふうなことは申し上げかねると思ひます。

○松本(七)委員 それでは何いいますか、私どもはアメリカの戦略体制というものがどうしてもこれからはミサイル基地を強化するといふことが一つと、それから核ミサイル基地を強化して、ソ連の攻撃を分散させようといふことをペンタゴンでははつきり出しておるわけですね。そういうことが一つと、それから原子力潜水艦でICBMに対抗しようという行き方、それから航空機に絶えず原水爆を搭載してヨーロッパ、アジアその他を航行させよう

という点、こゝろはもうアメリカの国防省のいろいろな意見にもはつきり出てきておる。ですからこの三つが私はおそらくこれからの基本になつていくのではないかと思う。そういうアメリカの動きを見ると、この日米安全保障委員会のこれからの行き方というものを、やはり国民が非常に心配するのは無理がないと思う。ですからもう一つ聞いておきたいのは、ちょうど大臣お休みのときに私は総理大臣に聞いたのですが、この日米共同宣言を作るときは交渉過程で、今、在日米軍の配備と使用についてなつておりますけれども、このアメリカ軍の装備の強化、これはあのときの話し合いでいへばむしろ安全保障委員会での話し合いの対象にはならないように私もは解釈していた、むしろアメリカはそういう意図でこれを作ったと思う。ところがきのうからの予算委員会なんかの答弁では、岸さん一人で、配備も装備も同じだというふうな、あたかもそういう趣旨の答弁をされておる、装備についても当然安全保障委員会でも話し合いがなされるというふうな答弁をされておるのですけれども、今までのあのワシントンにおける話し合いの経過から言つて、つまりアメリカ軍の装備を強化するについては、必ずしも日米安全保障委員会では協議の対象にしないでいいというふうなアメリカは解釈しているのではないか、この点をはつきりと協議の対象にするかアメリカも理解しておることを、外務大臣はどのような根拠で確認されたか、この点を伺いたい。

○藤山國務大臣 総理が言われましたように、日本における配備及び使用について、配備の中には当然装備が入つてくるだろうというところは、総理も言われた通りであります。従つてこの話し合いの精神によつて、安保委員会におきましてそういう問題が協議され、持ち出され得ると思つております。

○松本(七)委員 総理はそういうふうな解釈をされておる、はつきり装備というものを入れてなぜ悪いかという問題が一つあるわけですね。もし国民全体が総理が勝手に配備の中には装備も含まれておるというふうな考え方をしていたのではどうしても不安だ。やはり装備も含めて、日本にいるアメリカ軍の装備を強化する場合には、必ず日本政府の承諾を得てからでなければならぬ、こういう文書の取りかわしでもしておいてもらいたいというふうな気分が国民に強くなつてきた場合には、政府に一つ努力して新たにそういう取りきめをされる御意思はございませんか。

○藤山國務大臣 現在われわれは両者の善意をもつて岸・アイゼンハワー共同声明の趣旨から、配備及び使用についてということでも事足りるということでは総理も言われている通りであります。われわれもその線に沿つて仕事をしておるわけでありまして。ただお話をしように、それほどあつてもやはりそれだけでは字句が足りないのじゃないかという非常に不信の点があるというところになりますと、アメリカと日本との関係をそこまで不信に見ていいかどうかという問題もござりますが、そういうふうなことになるのであれば、根本的に日米間のよき関係が必ずしもスムーズに打ち立てられないという場合であるろうかと思つております。しかし將來の問題として、そういう事態が起ることを私も確信しておりますけれども、起るような場合がありましたら、あるいはお説のようなこともわれわれは考えていかなければならぬと思つております。

○松本(七)委員 もう一つは同じときに総理大臣が答弁された中に、これは私の質問に対して答弁されたのですが、つまり日本語で言へば、日本におけるアメリカ軍の行動もアメリカ軍の日本における行動もほとんど同じに聞えて、英文ですれば明らかに違ふわけですね。岸さんとしてはアメリカへ行かれたときに、日本にいるアメリカ軍の行動全体を、たとえば日本にいるアメリカ軍が外に出るというふうな場合にも日本政府の承諾を得てからやつてもらうという取りきめをはつきりしたかつたわけなんです。ところがこれをわざわざダレスの意見で修正されて、アメリカ軍の日本における行動に限定したわけなんです。だからこの点について私はこの間の臨時国会で岸さんに、それではアメリカ軍の日本における行動だけは話し合いの対象にするけれども、日本にいるアメリカ軍が外に出て行動する場合はこれは話し合いの対象にはならないのか、こう聞きまして、総理大臣はそれはならないのだ、こうお答えになった。それに間違いないかどうか、外務大臣からはつきりしてもらいたい。

○藤山國務大臣 私は当時のいきさつは直接関与しておりませんから存じませんけれども、岸総理の解釈通りだと考えております。

○松本(七)委員 そうすると、非常に危険なことになるのじゃないですか、日本にいるアメリカ軍が何か事あつて

出動するのには日本政府は全然関与できない、こゝろでいいのですか。

○高橋政府委員 字句の点につきましてちよつと補足させていただきます。思ひますが、今の協議という点は、まさしく協議という言葉がござりますけれども、協議といふことを含めて安保条約に關して生ずる問題を検討するた

めに、政府間の委員会を設置することとさせていただきます。やはりそのようなことは安保条約に關して生ずる問題であることは確かであると思つております。その面での検討の対象にはなるだろうと思つております。

○松本(七)委員 おかしいじゃないですか。それでは条約局長は協議の対象になるというのですか。

○高橋政府委員 協議の対象は、ここにありますように合衆国軍隊の日本における配備及び使用について協議することを含み、安保条約に關して生ずる諸問題を検討するために委員会を設置すると書いてあるわけでありまして。そこです第一にそういう問題で協議することは当然であります。協議することに入らない面がありまして、安保条約に關して生ずる問題は私は一つの検討の対象にはなるかと思つております。

○松本(七)委員 安保条約に關連して生ずる問題として検討の対象になる、こういう法律解釈のようですが、それは検討の対象にはなるが、たとえば日本にいるアメリカ軍がどこかへ出動したい、検討の対象にされる、安保委員

会。日本政府としてはそれは困るという意見が出た場合に、日本政府の意思はアメリカ側を規制することはできない、必ずしもその共同声明からは規

制力は直ちに生じない、こゝろのことになると思ふのですが、この点はいかがです。

○高橋政府委員 それはこの文字通り解しますと、具体的場合もござります、それから一般の場合もござります、規制するとかしないとか、そういう問題も含めましてやはり検討といふことになるのじゃないかと思つて

○松本(七)委員 大臣にお伺いします、大臣は法律論は非常に苦手だと言われるけれども、今お聞きのようにこれは法律論の問題ではないですよ。法律的にあらださうだといふ解

現なんですか。一番われわれが大事なものは、日本にいるアメリカ軍が外に出動するような場合に、果して日本政府に御意見を聞いて日本政府がよろしいと言つてからでなければ出ないかどうかといふことなんです。どれだけそういう点をアメリカはほんとうに日本の立場になつて真剣に考えてくれるか、この点なんです。ですから多少でも法律論その他でしろと外務大臣に

もどろもどろわかりにくい——法律論はなかなかわかりにくいですが、しかしやしくも外務大臣をやつておる以上は大事なつぽところは押えて、そしてこ

うした解釈で押していくのだというところがなければならぬ。それすらもなかなかむずかしいような微妙なそういう表現をやつておる場合には、これを

もつとすつきりしたものに變更するか、あるいは足りないところを首脳会議をやつて、そしていざ動くときには日本政府と協議して日本政府の承認を受けなければならぬというふうにも

う一札こへとるといふくらいのもや、方々を私にする必要があると思ふのです、この点に對する大臣のお考えを伺つておきたいと思ふます。

○藤山國務大臣 岸總理が言われましたように、日米の間の相互理解といふものは、決して今のやうな法理論一片だけで規定するものでなく、もつと友好親善な關係が生れておる相互理解が生まれておる、そういう立場からまた共同聲明もなされたことであり、岸・アイゼンハワー會議後の日米の新時代が生まれてきた、こう考へるわけでありまして、従ひまして、お説のやうな心配が起り得ることは、相互理解が高まつておればないといふのが、おそらく總理の御見解だと思ふます。私ももしまして、むろんそういう点で日米相互理解によつて、これが單純な法律論以外に、ほんとうにしっかりと運営をされることを念願としてやつておるわけでございます。ただお話のやうに、國民の願望に沿つて、安保條約を將來檢討するといふことの一つの材料としては、やはりそういう問題は考へていかなければならぬ問題であると私もとしては考へております。

○松本(七)委員 時間がありませんからこれでやめますけれども、今の御答弁を聞いておると、非常に何といふか、あいまいといふか、日本國民の心配しておるところ、ほんとうに心配するといふあれが出てこない。これは日本國民だけじゃないと思ふのです。これから藤山さんが東南アジアその他と經濟協力しようと言われる。そういうふうに、日本經濟をどうしてもそつちの方へ向わさなければならなくなる

と思ふのですけれども、それをやるには、アジア各國の日本に對する信頼といふことが一番大事です。この点がアジア國民の信頼を得るか得ないか、こういうところにかかつてきておるのです。アメリカと日本との關係がどういふふうになつてくるのか、アメリカの今の戰略體制にただ無條件に日本が巻き込まれるのじゃないのだといふところをはつきり打ち出すことを、アジアの諸國民は非常に注目して待つておるのです。これができるか、できないかで、私はアジア諸國と日本がほんとうに提携できるかどうか分れてくると思ふ。そういう大事な岐路に立つておるので、私はこの問題を取り上げておるのでありますが、今の御答弁を聞くとはなはだどうも心もとない。しかし今後ともおそらくそういうことをもつと真剣に考へなければならぬときがくると思ふますが、どうかおくれないうちに、事前にそういうところを十分肝に命じて対処していただきたいことを特にお願ひして、私は質問を終わります。

○床次委員長 次会は公報でお知らせいたしますことになりました、本日はこれをもちて散會いたします。

午後四時三十二分散會

昭和三十三年二月十五日印刷

昭和三十三年二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

外務委員会
議録第二号(その二)

[本号(その一)参照]

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求め
るの件

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易関係の発展を促進するため、昭和三十三年十二月六日に東京で、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約に署名調印した。よつて、この条約を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の貿易関係の発展を促進することを希望して、また、千九百五十六年十月十九日に署名された日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の規定に従つて行動し、同共同宣言に予想される通商に関する条約を締結することに決定し、よつて、このためそれぞれの全権委員を任命した。

日本国

特命全権公使 廣瀬 節男
ソヴィエト社会主義共和国連邦
ソヴィエト社会主義共
和国連邦外国貿易次官
イワン・フョードロ
ヴィチ・セミチャストノ
フ

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くため、それぞれの国の関係法令の範囲内において、すべての可能な努力をするものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国の産品の自国への輸入及び自国の産品の他方の締約国への輸出に関するすべての種類の関税及び課徴金並びに通関手続及びその他の規則について、他方の締約国に対し、最惠国待遇を与えるものとする。

第三条

いずれの一方の締約国の産品も、一又は二以上の第三国の領域の通過輸送の後には、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの産品が当該一方の締約国の領域から直接輸入された場合に課される関税又は課徴金より高い関税又は課徴金を課されないものとする。

この規定は、第三国の領域の通過の際に積替、再包装及び倉庫における保管を経た産品にも適用される。

第四条

各締約国は、すべての内国税その他のすべての種類の内国税徴金に関するすべての事項について、並びにその締約国の領域内における輸入産品の国内販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に関するすべての法令及び要件について、他方の締約国の産品に無条件の最惠国待遇を与えるものとする。

第五条

各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、現行の国内法令に従つて、関税及び課徴金の免除について最惠国待遇を与えるものとする。

(a) 商品見本

(b) 試験用及び実験用の物品

(c) 展覧会、共進会及び見本市に出

品される物品

(d) 組立工が設備の組立及び取付の

ために用いる器具

(e) 加工され、若しくは修理される

物品又は加工若しくは修理の材料

となる物品

(f) 輸出され、又は輸入される商品

の容器

第六条

この条約の第二条から第五条までに規定されている事項についての特典、軽減、特権又は免除は、いずれか一方の締約国が第三国を原産地と

する産品又は第三国の領域への輸出に向けられる産品に対して与えてい
るか、又は将来与えることのあるも
のは、他方の締約国の領域を原産
地とする同様の産品又は同領域への
輸出に向けられる同様の産品に対
しても与えられるものとする。

第七条

いずれの一方の締約国も、いずれ
かの産品の他方の締約国の領域から
の輸入又は同領域への輸出の禁止又
は制限で、同様の産品のすべての第
三国の領域からの輸入又は同領域へ
の輸出に対して同様に課していない
ものを課してはならない。ただし、
対外財政状態及び国際収支を擁護す
るため類似の事情においてすべての
国に適用される輸入制限又は為
替制限を除く。

第八条

いずれの一方の締約国の商船も、
第三国の商船と同様の限度において
かつ同様の条件で、他方の締約国の
すべての港及び領水に入出、及び
そこに停泊する権利を有するものと
する。

いずれの一方の締約国の商船並び
にその乗組員、旅客及び積荷も、他
方の締約国の港及び領水において、
積込及び積卸に際し、国家若しくは
地方公共団体その他の公共団体の名
義により又はそれらの利益のために
徴収されるすべての種類の課徴金及
び手数料に際し、港及び停泊地にお
ける係留並びに積込及び積卸の場所
の提供に際し、燃料、潤滑油、水及

び食糧の補給に際し、水先人の役
務、信号及び水路標示のための燈火
の使用に際し、起重機、びょう地、
倉庫、ドック、乾ドック及び修理工
場の使用に際し、衛生手続及び検疫
手続を含む規則及び手続の適用に
際し、並びに海運に関するその他の
すべての事項に際し、第三国の商船並
びにその乗組員、旅客及び積荷に与
えられる待遇より不利でない待遇を
当該他方の締約国により与えられる
ものとする。

各締約国は、また、自国の港及び
領水における税関、管理その他に
関する手続について、他方の締約国の
商船及びその積荷に対し、第三国の
商船及びその積荷に与える待遇より
不利でない待遇を与えるものとする。

いずれか一方の締約国の国旗を掲
げる船舶で、船舶の国籍の証明のた
めその締結国の法令により要求され
る書類を備えているものは、他方の
締約国によつて、当該一方の締約国
の船舶と認められるものとする。

いずれか一方の締約国が発給し、
又は承認したその締約国の船舶積量
測定証書その他の船舶の積量測定に
関する技術的船舶書類は、他方の締約
国によつて承認されるものとする。し
たが、正当に発給された積量に
関する証書を備えているいずれか一
方の締約国の船舶は、他方の締約国
の港において再び積量の測定を受け
ることを免除され、その証書に記載

されている積量は、港海における課徴金及び手数料の計算の基礎となる。

第九条

前条の規定は、沿岸貿易には適用されない。ただし、いずれか一方の締約国の船舶が、他方の締約国の法令に従つて、国外から輸送する積荷の全部若しくは一部を積み卸し、又は国外向けの積荷の全部若しくは一部を積み込むため、当該他方の締約国の一の港から他の港へ航行することとは、前記の沿岸貿易とはみなされないものとする。

第十条

いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸において遭難し、又は難破した場合には、その船舶及び積荷は、当該他方の締約国が内国船舶及びその積荷に対して与えると同様の特典及び免除を享有するものとする。特に、船長、乗組員及び旅客並びに船舶自体及びその積荷に対しては、いつでも、内国船舶の場合と同様の限度において、必要な援助及び協力が与えられるものとする。遭難し、又は難破した船舶から救い上げられた物品は、それらの物品が国内消費に向けられない限り、いかなる関税をも課せられないことが合意される。

第十一条

ソヴィエト社会主義共和国連邦の法律によれば同国における外国貿易の独占権が国家に属しているため、日本国は、ソヴィエト社会主義共和国連邦がその通商代表部を日本国に設置することに同意する。その代表部の法的地位は、この条約の不可分

の一部をなす附屬書の規定によつて定められる。

第十二条

日本国民及び日本国における現行の法令に従つて設立された法人は、ソヴィエト社会主義共和国連邦における現行の法令の規定する条件に基いて、直接に、又はその指定する代理人を通じて、ソヴィエト社会主義共和国連邦の領域内で経済活動を行うときは、身体及び財産の保護に関し、第三国の国民及び法人に与えられる待遇と同じ待遇を法令に従つて享有するものとする。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及びソヴィエト社会主義共和国連邦における現行の法令に従つて設立されたソヴィエト社会主義共和国連邦の経済団体その他の法人は、日本国における現行の法令の規定する条件に基いて、直接に、又はその指定する代理人を通じて、日本国の領域内で経済活動を行うときは、身体及び財産の保護に関し、第三国の国民及び法人に与えられる待遇と同じ待遇を法令に従つて享有するものとする。

この条にいう各締約国の国民及び法人は、第三国の国民及び法人と同一の基礎において、他方の締約国の裁判所の裁判を受けることができる。

第十三条

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国がその重大な安全上の利益の保護を目的とするいかなる措置をも執ることを妨げるものと解してはならない。

第十四条

両締約国は、一方日本国の法人及び自然人と他方ソヴィエト社会主義共和国連邦の外国貿易団体との間で締結される商事契約から、又はそれらの契約に関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を執行する義務を負う。ただし、この場合には、仲裁による前記の紛争の解決が、契約自体に、又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されていなければならない。

仲裁判断の執行は、次の場合に拒否することができる。

(a) 仲裁判断が、その判断がされた国の法律により確定判決としての効力を生ずるに至らない場合

(b) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる国の法律によつて許されない行為を当事者に義務づける場合

(c) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる国の公の秩序に反する場合

仲裁判断は、その執行が求められる国の法律の定める条件に従つて執行されるものとする。

締結された商事契約から、又はそれらに関連して生ずる紛争の仲裁への付託についての合意は、締約国の裁判所への訴訟の提起を排除する。

第十五条

この条約は、批准されなければならない。批准書の交換は、できる限りすみやかにモスクワで行われるものとする。この条約は、批准書の交換の日効力を生じ、五年の期間効力を有する。

この条約は、いずれの一方の締約国も前記の期間の満了前六箇月にその廃棄についての自国の意思を文書によつて通告しない場合には、いずれか一方の締約国がこの条約の廃棄についての意思を他方の締約国に対して通告する日から起算して六箇月が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、両締約国の全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十七年十二月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語によりそれぞれ本書二通を作成した。

廣瀬男
I・セミチヤストノフ

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の附屬書

在日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦通商代表部の法的地位について

第一条

在日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦通商代表部は、次の業務を遂行する。

(a) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易を容易にし、かつ、助長すること。

(b) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易の分野において、日本国におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の利益を代表すること。

(c) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易取引に関

し、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のため必要な措置を執ること。

(d) ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の名において、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易を行うこと。

第二条

通商代表部は、在日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦大使館の構成部分とする。

通商代表部の事務所は、東京都港区麻布新龍土町十二番地に置かれ、外交使節団の事務所に対し認められる免除及び特権を享有するものとする。

通商代表部の事務所は、日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の合意によつて、他の場所へ移転することができる。

通商代表部は、日本国政府の事前の同意を得て、その支部を他の都市に設置することができる。

通商代表部は、暗号を使用することができ。

通商代表部は、商業登記に関する規則の適用を受けない。

通商代表及びその二名の代理は、外交使節団の構成員に与えられるすべての免除及び特権を享有する。

通商代表部の勤務員の数は、両政府が合意する範囲内の数とする。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の国民であつて、通商代表部の勤務員として日本国へ派遣された同勤務員であるものは、前条に掲げる業務の遂行に対してソヴィエト社会主義共和国連邦政府から受ける給与については、日本国の税を課せられないものとする。

第三条

通商代表部は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の名において行動する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、通商代表部の名において日本国において締結され、又は保証されたすべての商事契約で、そのために委任を受けた二名の者によつて署名されたものに対して責任を負う。

通商代表部は、前記の委任を受けた者の氏名及びそのおののが通商代表部の名において行ふ商事的証書の署名に關する権限の範圍を日本国政府に通報するものとし、日本国政府は、この氏名及び権限の範圍を日本国の官報に公示するものとする。

これらの者の権限は、それが終了した旨の通報が同じ方法により公示されるまで繼續するものとみなされる。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の法令により獨立した法人の權利を享有するソヴィエト社会主義共和国連邦のいづれかの団体が通商代表部の保証なしで締結するいかなる商事契約も、当該団体のみを拘束するものであり、その商事契約についての強制執行は、当該団体の財産に対してのみ行ふことができるものであることが了解される。ソヴィエト社会主義共和国連邦政府も、通商代表部も、また、当該契約の当事者以外のいかなるソヴィエト社会主義共和国連邦の団体も、これらの契約に対する責任を負わない。

第四条

通商代表部は、次の場合を除き、第二条の規定に基づく免除及び特権を享有する。

日本国の領域において前条第二項の規定に従つて通商代表部が締結し、又は保証した商事契約に關する紛争は、仲裁又は他の裁判管轄に關する留保がない限り、日本国の裁判所の管轄に屬し、かつ、当該契約の条項又は日本国の法令に別段の定めがない限り、日本国の法令に従つて解決されるものとする。ただし、通商代表部に対する保全処分は、行われ

ない。

前項にいう紛争について提起されることのある訴訟に關して行われる裁判所の手続においては、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、通商代表及びその二名の代理のために第二条に掲げる免除及び特権を援用しないものとし、かつ、前項の規定によつて日本国の裁判所に提起されることのある訴訟について日本国の裁判所がその訴訟に關する手続を進行させることができるように、通商代表に對し又は通商代表に事故がある場合はその二名の代理のいづれかに對し自國を代表する権限を与えなければならない。

通商代表部が当事者である契約に關連する裁判所のすべての裁判の強制執行は、日本国におけるソヴィエト社会主義共和国連邦のすべての國有の財産、特に、通商代表部によつて、又はその保証のものになされた取引から生ずる財産、權利及び利益に對して行ふことができる。ただし、通商代表部によつて保障された契約の当事者でない前条第四項に掲げる団体に屬するものを除く。

日本国においてソヴィエト社会主義共和国連邦政府の外交的又は領事的事務を國際慣行に従つて行ふためにのみ充てられる財産及び土地建物並びに通商代表部の占める土地建物及びその中にある動産は、いかなる強制執行の措置をも受けないものとする。

第五条

通商代表部の設置は、商事契約の締結及び実施のため日本国の法人及び自然人がソヴィエト社会主義共和国連邦の外國貿易団体と直接の關係を有する權利をなんら害するものではない。

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めめるの件

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めめる。

理由

政府は、インドネシア共和国との間に平和關係を樹立するため、昭和三十三年一月二十日にジャカルタで、日本国とインドネシア共和国との間の平和條約に署名調印した。よつて、この條約を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とインドネシア共和国との間の平和條約

日本国及びインドネシア共和国は、兩國間の戰爭狀態を終結し、國際

連合憲章の原則に適合して兩國國民の共通の福祉の増進と國際の平和及び安全の維持とのため友好的な連絡の下に協力することを希望して、この條約を締結することに決定し、よつて、その全權委員として次のとおり任命した。

日本国

外務大臣 藤山愛一郎

インドネシア共和国
外務大臣 スパンドリオ

これらの全權委員は、互にその全權委任狀を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸條を協定した。

第一条

日本国とインドネシア共和国との間の戰爭狀態は、この條約が効力を生ずる日に終了する。

第二条

兩締約國の間及び兩締約國の國民相互の間には、堅固なかつ永久の平和及び友好の關係が存在するものとする。

第三条

兩締約國は、千九百五十五年四月十八日から二十四日までバンドンにおいて開催されたアジア・アフリカ會議における決定の精神に従つて兩國間の經濟關係をさらに緊密化することを希望する。

よつて、

(a) 兩締約國は、その貿易、海運、航空その他の經濟關係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、條約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始するものとする。

(b) 該當する條約又は協定が締結されるまでの間、兩締約國は、兩國間の貿易、海運その他の經濟關係の分野において、いかなる第三國に与える待遇に比較しても無差別な待遇を相互に与えるものとする。

第四条

1 日本国は、戰爭中に日本国が与えた損害及び苦痛を償うためインドネシア共和国に賠償を支払う用意がある。しかし、日本国が存立可能な經濟を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、戰爭中に日本国がインドネシア共和国その他の國に与えたすべての損害及び苦痛に對し完全な賠償を行ひ、かつ、同時に日本国の他の債務を履行するために十分でないことが承認される。

よつて、

(a) 日本国は、別に合意される細目規定に従つて、總額二億二千三百八万アメリカ合衆國ドル（二三、〇八〇、〇〇〇ドル）に等しい八百三億八百八十万円（八〇、三〇八、八〇〇、〇〇〇円）の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、十二年の期間内に、賠償としてインドネシア共和国に供与することに同意する。この生産物及び役務の供与は、最初の十一年の期間において、二千万アメリカ合衆國ドル（二〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい七十二億円（七、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の年平均額により行ひ、未供与分を

第十二年目に供与するものとす
る。

- (b) (i) インドネシア共和国は、この条約の効力発生の時にその管轄内にある日本国及び日本国民(法人を含む)のすべての財産、権利及び利益を差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有する。この(1)に掲げられる財産、権利及び利益は、現在、封鎖され、若しくは名義を変えられており、又はインドネシア共和国の財産管理当局の占有若しくは管理に属する財産、権利及び利益で、同当局の管理の下におかれた時に日本国又は日本国民(法人を含む)に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。
- (ii) 次のものは、(1)に定める権利から除く。
- (i) 日本国政府が所有し、かつ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具、用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの。
- (ii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、かつ、もっぱら宗教又は慈善の目的に使用された財産

- (iii) 日本国とインドネシア共和国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易、金融その他の関係の再開の結果としてインドネシア共和国の管轄内にはいつた財産、権利及び利益
- (iv) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。ただし、この除外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。
- (iii) (1)に例外として掲げられた財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならぬ。これらの財産が清算されているときは、その代金を返還しなければならぬ。
- (iv) (1)に定める財産を差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利は、インドネシア共和国の法律に従つて行使されるものとし、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有するものとする。
- 2 インドネシア共和国は、前項に別段の定めがある場合を除くほか、インドネシア共和国のすべての賠償請求権並びに戦争の遂行中に日本国及びその国民が執つた行動から生じたインドネシア共和国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

第五条

- 1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたインドネシア共和国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。
- 2 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日から千九百四十五年九月二日までの間に日本の船舶に関して旧オランダ領東インド又はインドネシア共和国が執つた行動から生じた請求権並びに旧オランダ領東インド又はインドネシア共和国の手中にあつた日本人の捕虜及び被抑留者に関して生じた請求権及び債権が含まれる。ただし、千九百四十五年九月二日以後に制定されたインドネシア共和国の法律で特に認められた日本国民の請求権を含まない。
- 第六条
- この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、まず交渉により解決するものとし、交渉の開始の時から六箇月の期間内に解決に至らないときは、いずれか一方の締約国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託されるものとする。
- 第七条
- この条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、東京でできる限りすみやかに行われなければならない。
- 以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十八年一月二十日にジャカルタで、日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本書による。

日本国のために
藤山愛一郎
インドネシア共和国のために
スバンドリオ

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とインドネシア共和国との間の平和条約第四条1(ウ)の規定の実施を規律する条件を定めるため、昭和三十三年一月二十日にジャカルタで、日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定に署名調印した。よつて、この協定を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の
日本国及びインドネシア共和国

千九百五十八年一月二十日にジャカルタで署名された日本国とインドネシア共和国との間の平和条約第四條1(ウ)の規定の実施に関する協定を締結することを希望し、

- よつて、このためそれぞれの全権委員を任命した。これらの全権委員は、互に全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。
- 第一条
- 1 日本国は、現在において八百三億八千八百万円(八〇、三〇八、八〇〇、〇〇〇円)に換算される二億二千三百八十八万アメリカ合衆国ドル(二、三三、〇八〇、〇〇〇ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十二年の期間内に、以下に定める方法により、賠償としてインドネシア共和国に供与するものとする。
- 2 前項に定める生産物及び役務の供与は、最初の十一年の期間において、現在において七十二億円(七、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二千万アメリカ合衆国ドル(二〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の年平均額により行い、未供与分を第十二年目に供与するものとする。
- 第二条
- 1 賠償として供与される生産物及び役務は、インドネシア共和国政府が要請し、かつ、両政府が合意するものでなければならぬ。これらの生産物及び役務は、この協定の附属書に掲げる計画の中から選取される計画に必要とされる項目からなるものとする。ただし、インドネシア共和国政府が附属書に掲げる計画以外の計画に充てるため要請する項目は、両政府間の合意により、賠償

として供与される生産物及び役務に含めることができる。

2 賠償として供与される生産物は、資本財とする。ただし、インドネシア共和国政府の要請があつたときは、両政府間の合意により、資本財以外の生産物を日本国から供与することができる。

3 この協定に基づく賠償は、日本国とインドネシア共和国との間の通常の貿易が阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施しなければならない。

第三条

両政府は、各年度に日本国が供与する生産物及び役務を定める年度実施計画(以下「実施計画」という。)を協議により決定するものとする。

第四条

1 第六条1の使節団は、各年度の実施計画に従つて生産物及び役務の供与が行われるため、インドネシア共和国政府に代つて、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 すべてのそのような契約(その変更を含む)は、(a)この協定の規定、(b)両政府がこの協定の実施のため取り取極の規定及び(c)当該時に適用される実施計画に合致するものでなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、指定された日本国の当局に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行われるものとする。定められた期間

内に認証が得られなかつたときは、その契約は、第八条の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行われるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「賠償契約」という。

3 すべての賠償契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が、一方の契約当事者の要請により、両政府間で行われることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならない。両政府は、正当になされたすべての仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができようにするため必要な措置を執るものとする。

4 1の規定にかかわらず、賠償としての生産物及び役務の供与は、賠償契約なしで行うことができる。ただし、各場合について両政府間の合意によらなければならない。

第五条

1 日本国政府は、第一条の規定に基づく賠償義務の履行のため、賠償契約により第六条1の使節団が負う債務並びに前条4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第九条の規定に基づいて定められる手続によつて、行うものとする。その支払は、日本国で行うものとする。

2 日本国は、前項の規定に基づく円による支払を行うことにより、及

びその支払を行つた時に、その支払に係る生産物及び役務をインドネシア共和国に供与したものとみなされ、第一条の規定に従い、その円による支払金額に等しいアメリカ合衆国ドルの額まで賠償義務を履行したものとす。

第六条

1 日本国は、インドネシア共和国政府の使節団(この協定において「使節団」という)が、この協定の実施(賠償契約の締結及び実施を含む)を任務とする同政府の唯一かつ専管の機関として日本国内に設置されることに同意する。

2 使節団の任務の效果的な遂行のため必要であり、かつ、もつぱらその目的に使用される使節団の日本国における事務所は、東京及び(又は)両政府間で合意することがある他の場所に設置することができ。

3 使節団の日本国における事務所の構内及び記録は、不可侵とすることができ。使節団は、暗号を使用することができ。使節団に属し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節団の任務の遂行から生ずることがある使節団の所得は、日本国における課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、関税その他輸入について又は輸入に関連して課される課税金を免除される。

4 使節団は、他の外国使節団に通常与えられる行政上の援助で使節団の任務の效果的な遂行のため必要とされるものを日本国政府から与えられるものとする。

5 インドネシア共和国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び2の規定に従つて設置される事務所長の長は、国際法及び国際慣習に基いて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の效果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数に、両政府間の合意により増加することができ。

6 インドネシア共和国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入に付いて又は輸入に関連して課される課税金を免除される。

7 賠償契約から若しくはこれに関連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、日本国の管轄裁判所に提起することができ。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、使節団の法律部長の職にある者は、訴え、又は訴えられることができるものとす。そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。

8 最終の裁判の執行に当り、使節団に属し、かつ、その任務の遂行のため使用される土地及び建物並びにその中にある動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第七条

1 両政府は、この協定の円滑なかつ効果的な実施のため必要な措置を執るものとする。

2 インドネシア共和国は、日本国が第一条にいう生産物及び役務を供与することができるようになるため、利用することができ現地の労働、資材及び設備を提供するものとする。

3 この協定に基づく生産物又は役務の供与に関連してインドネシアにおいて必要とされる日本国民は、インドネシアにおける所要の滞在期間中、その作業の遂行のため必要な便宜を与えられるものとする。

4 日本国の国民及び法人は、この協定に基づく生産物又は役務の供与から生ずる所得に属し、インドネシアにおける課税を免除される。

5 インドネシア共和国は、この協定に基いて供与された日本国の生産物が、インドネシア共和国の領域から再輸出されないようにすることを約束する。

第八条

この協定の実施に関する事項について勧告を行ふ権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

第九条

この協定の実施に関する手続その他の細目は、両政府間で協議により合意するものとする。

第十条

この協定の解釈及び実施に関する両政府間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

両政府がこうして解決することができなかつたときは、その紛争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員の合意により定める第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。

ただし、第三の仲裁委員は、いずれか一方の国の国民であつてはならない。各政府は、いずれか一方の政府が他方の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各一人の仲裁委員を任命しなければならない。第三の仲裁委員については、その期間の後の三十日の期間内に合意されなければならない。一方の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたときは、又は第三の仲裁委員について当該期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の政府は、それぞれ当該仲裁委員又は第三の仲裁委員を任命することを国際司法裁判所に要請することができる。両政府は、この条の規定に基づいて与えられた裁定に服することを約束する。

第十一条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日又は千九百五十八年一月二十日にジャカルタで署名された日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の批准書の交換の日のいずれかおそい日に効力を生ずる。

以上の証として、下名の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十八年一月二十日にジャカルタで本書二通を作成した。

日本国のために

藤山愛一郎

インドネシア共和国のために

スバンドリオ

附屬書

I 運輸通信諸計画

1 船舶、船体及び船用機関

2 築港及び港湾復旧

(倉庫用設備及び資材、港湾設備並びに港湾及び河川のしゅんせつ工事を含む。)

3 船台式及びドック式造船所の建設及び復旧

(船台式及びドック式造船所用設備及び資材を含む。)

4 空港の建設及び復旧

5 道路設備

6 鉄道設備

7 電気通信設備

8 飛行航法設備

9 電源開発諸計画

10 水力及び火力発電所建設

11 変電所設備

12 送配電線

II 農業水産開発諸計画

12 米作開発諸計画

13 漁船

14 かんづめ工船

15 原木伐採設備

IV 工業開発諸計画

16 溶鉱炉

17 鋼材圧延工場

18 金属精錬所

19 アルミニウム工場

20 機械工場

21 金属加工工場

22 航空機工場

23 アルミニウム加工工場

24 電子機器工場

25 肥料工場

26 化学工場

27 製薬工場

28 産業用煉炭工場

29 カーボンブラック工場

30 セメント工場

31 ガラス工場

32 陶磁器工場

33 紙パルプ工場

34 製材所

35 木製品工場

36 合板工場

37 レイヨン工場

38 紡績工場

39 織物工場

40 繊維物染整工場

41 絹物工場

42 食用かんづめ工場

43 ゴム精製工場

44 ゴム製品工場

45 タンニン抽出工場

46 皮なめし工場

47 タピオカ処理工場

48 とうもろこし粉処理工場

III ココナット処理工場

49 ココナット繊維燃系工場

50 ラタン加工工場

51 せつけん工場

52 家内工業設備

V 鉱業諸計画

53 炭鉱及び油田の復旧及び開発計画

54 鉱山研究所

55 アスファルト採掘のための開発計画

56 探鉱用設備

57 探鉱用設備

58 探鉱用設備

59 教育、衛生及び厚生施設

60 水道設備

61 研究施設及び設備

62 沈没船舶の調査及び引揚

63 日本産品の供与に伴う役務

64 調査、計画、管理、訓練その他諸計画の遂行に伴う役務

65 インドネシア人技術者及び職人の日本国内及びインドネシア国内における訓練

66 諸開発計画のための日本人専門家の役務

理由

政府は、わが国とインドネシア共和国との間の政府間諸勘定の残高に関する請求権を処理するため、昭和三十三年一月二十日にジャカルタで、旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書に署名した。よつて、この議定書を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書に署名した。よつて、この議定書を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

第一条

千九百五十二年八月七日にジャカルタで署名された日本国とインドネシア共和国との間の支払取極、千九百五十二年八月七日にジャカルタで署名された支払取極附議定書及び千九百五十二年八月七日に日本国とインドネシア共和国の貿易会議に対する日本国首席代表とインドネシア共和国外務大臣との間に行われた旧勘定の残高の処分に関する交換公文に規定された諸勘定の千九百五十八

年一月二十日における諸残高の総合差引残高として日本国がインドネシア共和国に対して有する請求権の額は、一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セント（一七六、九一三、九五八・四ドル）であることが確認される。

第二条

1 日本国は、前条に掲げる一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セント（一七六、九一三、九五八・四ドル）の請求権を放棄する。

2 前項の規定の結果として、前条に掲げる諸取極に規定された諸動定から生ずる日本国及びインドネシア共和国の請求権は、すべて、最終的に消滅するものとする。

第三条

この議定書は、批准されなければならぬ。この議定書は、批准書交換の日又は日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の効力が発生する日のいずれかおそい日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十八年一月二十日にジャカルタで、本書二通を作成した。

日本国政府のために

藤山愛一郎

インドネシア共和国政府のために

スバンドリオ

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、パキスタンとの間の文化関係及び理解を助長し、かつ、発展させるため、昭和三十三年五月二十七日、パキスタンとの間の文化協定に署名調印した。よつて、この協定を批准することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とパキスタンとの間の文化協定

日本国政府及びパキスタン政府は、

両国間の文化関係を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、また、両国間の関係と理解を助長し、かつ、深めることを希望して、文化協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

日本国総理大臣 岸 信介
外務大臣 岸 信介

パキスタン政府

パキスタン総理大臣
フセイン・シャヒド・スラワルディ

これらの全権委員は、その全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一条

両締約国は、特に次の諸手段により、相手国内において自国の文化が一層理解されるように、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) 講演、演奏会及び演劇

(c) 美術展覧会その他の文化的性質を有する展覧会

(d) ラジオ放送、音盤その他の類似の手段

(e) 科学的、教育的又は文化的性質を有する映画

第二条

両締約国は、教授、学者、学生その他の特に文化的活動に従事する者の両国間における交換を奨励するものとする。

第三条

各締約国は、自国の大学その他の教育又は研究の機関における他方の締約国の文化に関する問題を取り扱う講義の拡充及び創設を奨励するものとする。

第四条

両締約国は、いずれか一方の締約国の国民が、地方の締約国内において、修学及び研究を行い、又は技術を習得することができるよう、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第五条

両締約国は、いずれか一方の締約国において修学中に若しくは修学終了の際に大学その他の教育機関から与えられる学位及び資格証書又は当該締約国において与えられるその他

の資格証書が、修学上の目的のため、及び今後定める場合においては職業上の目的のため、他方の締約国においても同等の価値を認められるための方法及び条件を研究するものとする。

第六条

両締約国は、両国の学会その他の文化団体の間における協力を奨励するものとする。

第七条

両締約国は、両国の国民の間における運動競技をできる限り奨励するものとする。

第八条

各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民に対し、博物館、図書館その他の資料編集施設の利用について便宜を与えるものとする。

第九条

両締約国は、必要となるときはいつでも、この協定の実施に関する一層具体的な条件を決定し、又はこの協定の適用を確保するため、協議するものとする。

第十条

この協定は、批准されるものととし、東京で行われるべき批准書の交換の日効力を生ずる。

第十一条

この協定は、五年間効力を存続するものとし、その後においても、いずれか一方の締約国がこの協定の廃棄を通告した日から一年の期間が満了するまでなお効力を有する。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十七年五月二十七日にカラチで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

日本国総理大臣 岸 信介
外務大臣 岸 信介

パキスタンのために

パキスタン総理大臣
H・S・スラワルディ

日本国とエチオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件

日本国とエチオピアとの間の友好条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、エチオピアとの間の友好関係を強化することを希望して、昭和三十三年十二月十九日、エチオピアとの間の友好条約に署名調印した。よつて、この条約を批准することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とエチオピアとの間の友好条約

日本国政府及びエチオピア皇帝ハイレ・セラシエ一世陛下の政府は、

幸に両国間に存在する友好関係を強化することを希望して、

友好条約を締結することに決定し、そのため、次のとおり全権委員を任命した。

日本国政府

エテイオピア
駐在 日本国臨 山津 善衛
時代 理公使

エテイオピア皇帝ハイレ・セラシ
エ一世陛下の政府
エテイオピア副総
理大臣、外務大臣
アクリル・アブデ・ウオル

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とエテイオピアとの間及び両国の国民の間には、永久の平和及び永続する友好関係が存在するものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国の主権、独立及び領土の保全を尊重することを約束する。

両締約国は、両国間に生ずることがあるいかなる紛争をも、平和的手段によつて解決することを約束する。

第三条

両締約国は、両国間の通商関係を規制すること並びに一方の締約国の国民、財産、産品及び船舶に対して他方の締約国の領域内で与えるべき待遇を定めることを目的とする通商航海条約を締結するため、できる限りすみやかに交渉を開始するものとする。

第四条

両締約国は、科学及び産業の分野における知識及び技術上の経験の交換を容易にするため努力するものとする。

第五条

この条約は、批准されるものとし、東京で行われるべき批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、いずれか一方の締約国が一年の予告をもつて廃棄しない限り効力を有するものとする。

第六条

この条約は、日本語、アマリツク語及びフランス語によつて作成され、解釈に相違があるときは、フランス語の本書による。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十七年十二月十九日にアデイス・アベバで、本書二通を作成した。

日本国政府のために
山津善衛

エテイオピア皇帝ハイレ・セラシ
エ一世陛下の政府のために
アクリル

政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件
政府間海事協議機関条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を認める。

理由

政府間海事協議機関条約は、海事に関する政府間の国際協力の推進を

目的として設立される政府間海事協議機関の任務、事業等を定めるものであつて、わが国は、この機関に参加することにより、この分野における国際協力に積極的の寄与することができるとみなす、わが国自身の海運の発展に資することができると認められるので、この条約を受諾することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

政府間海事協議機関条約
この条約の当事国は、ここに政府間海事協議機関（以下「機関」という。）を設立する。

第一部 機関の目的

第一条

機関の目的は、次のとおりとする。

(a) 国際貿易に従事する海運に影響のあるすべての種類の技術的事項に関する政府の規制及び慣行の分野において、政府間の協力のための機構となり、並びに海上の安全及び航行の能率に関する事項についての実行可能な最高基準が一般に採用されることを奨励すること。
(b) 海運業務が世界の通商に差別なしに利用されることを促進するため、政府による差別的な措置及び不必要な制限で国際貿易に従事する海運に影響のあるものの除去を奨励すること。政府が自国の海運の発展及び安全保障のために行う援助及び奨励は、その援助及び奨励が、すべての国籍の船舶が国際貿易に自由に参加することを制限するような措置に基いていない限り、差別的待遇とはならない。

(c) 海運企業による不公正な制限的慣行に関する事項を第二部の規定に従つて審議すること。
(d) 国際連合のいずれかの機関又は専門機関によつて付託される海運に関する事項を審議すること。
(e) 機関が審議している事項に関する情報の政府間の交換を可能にすること。

第二部 任務

第二条

機関の任務は、協議的かつ勧告的なものとする。

第三条

第一部に定める目的を達成するため、機関の任務は、次のとおりとする。

(a) 第四条の規定に従うことを条件として、第一条(a)、(b)及び(c)に掲げる事項で加盟国、国際連合のいずれかの機関若しくは専門機関若しくは他の政府間機関により機関に付託されたもの又は第一条(a)の規定に基いて機関に付託された事項について審議し、かつ、勧告すること。
(b) 条約、協定その他の適当な文書の案文を起草し、それらを政府及び政府間機関に勧告し、並びに必要な会議を招集すること。
(c) 加盟国間の協議及び情報の政府間の交換のための機構となること。

第四条

機関は、国際海運業務の通常の手続による解決が可能であると認める事項については、そのような手続による解決を勧告する。機関は、海運企業による不公正な制限的慣行に関

するいずれかの事項について、国際海運業務の通常の手続による解決が不可能であると認める場合又はそれが実際に不可能であると判明した場合において、その事項が最初は関係加盟国間の直接交渉の対象となつていたことを条件として、いずれかの関係加盟国から要請を受けたときは、その事項を審議するものとする。

第三部 加盟国の地位

第五条

この部の規定に従うことを条件として、すべての国は、機関の加盟国となることができる。

第六条

国際連合加盟国は、第五十七条の規定に従つてこの条約の当事国となることにより、機関の加盟国となることのできる。

第七条

国際連合加盟国でない国で、千九百四十八年二月十九日にジュネーヴで招集された国際連合海運会議に代表者を派遣するよう勧誘されたものは、第五十七条の規定に従つてこの条約の当事国となることにより、機関の加盟国となることのできる。

第八条

第六条又は第七条の規定に基いて加盟国となる資格を有しない国は、加盟国となることを機関の事務局長を通じて申請することができるものとし、かつ、第五十七条の規定に従つてこの条約の当事国となつた時に、加盟国として認められる。ただし、その申請が、理事会の勧告に基き、加盟国（準加盟国を除く。）の三

分の二により承認されていることを条件とする。

第九条

いづれかの領域又は領域の集合で、その国際関係について責任を有する加盟国又は国際連合により、第五十八条の規定に基づきこの条約が適用されることとなつたものは、その加盟国又は国際連合が国際連合事務総長に於てた書面による通告により、機関の準加盟国となることのできる。

第十条

準加盟国は、総会における投票権を有せず、かつ、理事会又は海上安全委員会との構成員となる資格を有しないことを除くほか、この条約に基づく加盟国の権利及び義務を有するものとする。この規定に従うことを条件として、この条約において「加盟国」とは、文脈により他の解釈を必要としない限り、準加盟国を含むものとする。

第十一条

いかなる国又は領域も、国際連合総会の決議に反して、機関の加盟国となり、又は加盟国としてとどまることはできない。

第十二条

機関は、総会、理事会、海上安全委員会、機関が随時必要と認める補助機関及び事務局で構成する。

第十三条

総会は、すべての加盟国で構成する。

第十四条

総会の通常会期は、二年ごとに一

回開催される。臨時会期は、加盟国の三分の一が会期の開催を希望する旨を事務局長に通告したときは、六十日の予告をもつて開催され、理事会が必要と認めたときはいつでも、六十日の予告をもつて開催される。

第十五条

総会の会合の定足数は、加盟国（準加盟国を除く）の過半数とする。

第十六条

総会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 各通常会期において加盟国（準加盟国を除く）のうちから、次の通常会期までに在任する議長一人及び副議長二人を選出すること。
- (b) この条約に別段の定がある場合を除くほか、その手続規則を定めること。
- (c) 臨時補助機関又は理事会の勧告に基く常設補助機関で、必要と認めるものを設けること。
- (d) 第十七条の規定に従い、理事会に代表者を出す加盟国を選出し、及び、第二十八条の規定に従い、海上安全委員会に代表者を出す加盟国を選出すること。
- (e) 理事会の報告を受領して審議し、及び理事会が総会に付託した事項について決定すること。
- (f) 第九部の規定に従い、機関の予算を決定し、かつ、その会計上の措置を決定すること。
- (g) 機関の支出を検査し、かつ、その決算報告を承認すること。
- (h) 機関の任務を遂行すること。ただし、第三條(a)及び(b)の規定に関連する事項については、総会は、

理事会がそれに関する勧告又は文書を立案するため、その事項を理事会に付託しなければならず、また、理事会により提出されて総会が承認しなかつた勧告又は文書については、総会は、理事会がさらに検討するため、総会の見解を附してその勧告及び文書を再び理事会に付託しなければならぬ。

- (i) 海上の安全に関する規則又はその改正で、海上安全委員会が理事会を通じて総会に付託したもの、の採用を加盟国に勧告すること。
- (j) 機関の権限内の事項を、理事会が審議し、又は決定するため、理事会に付託すること。ただし、(i)の規定に基く勧告を行う任務は、委任してはならない。

第十七条

理事会は、十六の加盟国で次のとおり構成する。

- (a) 六加盟国は、国際海運業務の提供に最大の利害関係を有する国の政府とする。
- (b) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。
- (c) 二加盟国は、国際海運業務の提供に実質的な利害関係を有する国の政府のうちから、総会が選出する。
- (d) 二加盟国は、国際海上貿易に実質的な利害関係を有する国の政府のうちから、総会が選出する。

第十八条

この条約の附属書一に定める場合を除くほか、理事会は、前条(c)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海運業務の提供に最大の利害関係を有するものを決定し、及び、同条(c)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で同業務の提供に実質的な利害関係を有するものを決定する。それらの決定は、同条(a)及び(b)の規定に基いて理事会に代表者を出している加盟国の過半数の賛成投票を含む理事会の過半数の投票により行われる。

第十九条

理事会は、さらに、同条(b)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海上貿易に最大の利害関係を有するものを決定する。理事会は、総会の各通常会期前の適当な時期に、それらの決定を行わなければならない。

第二十条

第十七条の規定に従い理事会に代表者を出す加盟国は、総会の次の通常会期の終りまでに在任する。退任加盟国は、再選される資格を有する。

理事会は、その議長を選出し、かつ、この条約に別段の定がある場合を除くほか、その手続規則を採択する。

第二十一条

理事会の定足数は、十二の構成員とする。

第二十二条

理事会は、その任務を実効的に遂行するため、議長が招集したとき、又は四以上の構成員の要請を受けたときは、一箇月の予告により、随時会合する。理事会は、適当と認める場所で会合する。

第二十三条

理事会は、自己の見解及び勧告を附して、機関の予算見積及び会計報告を総会に提出する。

第二十四条

理事会は、第十二部に定めるところにより、機関と他の機関との関係を定める協定又は取極を締結すること

に関係のある事項について審議を行うときは、その審議に投票権なしで参加するようにその加盟国を勧誘する。

第二十五条

理事会は、海上安全委員会の勧告及び報告を受け、かつ、総会に對し、又は総会が開会中でないときは情報のため加盟国に對し、自己の見解及び勧告を附してそれらを送付する。

第二十六条

理事会は、第二十九条の規定の範囲内の事項については、それに関する海上安全委員会の見解を得た場合に限り、審議するものとする。

第二十七条

理事会は、総会の承認を得て事務局長を任命する。理事会は、また、必要な他の職員に任命して措置を執り、かつ、事務局長その他の職員の勤務条件を定める。その勤務条件は、国際連合及びその専門機関における勤務条件にできる限り合致したものでなければならない。

第二十八条

理事会は、総会の各通常会期において、前回の通常会期後における機関の事業に關し、総会に對し報告を行わなければならない。

第二十九条

理事会は、自己の見解及び勧告を附して、機関の予算見積及び会計報告を総会に提出する。

とができる。その協定又は取極は、総会の承認を得なければならぬ。

第二十七条

理事会は、総会の会期と会期との間において、機関のすべての任務を遂行する。ただし、第十六条(1)の規定に基く機関の勧告を行う任務を除く。

第七部 海上安全委員会

第二十八条

(a) 海上安全委員会は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害関係有するものの中から総会が選出する十四の加盟国で構成する。そのうち八以上の国は、最大の船腹保有国でなければならず、その他の国は、加盟国たる国の政府で海上の安全に重大な利害関係を有するもの、たとえば、多数の船員の供給につき、又は多数の寝床及び無寝床の旅客の輸送について利害関係を有する国及び主要な地理的地域が適当に代表されるように選出されなければならない。

第二十九条

(b) 構成員は、四年の任期で選出され、かつ、再選される資格を有する。

第三十条

(a) 総会の通常会期において、自己の見解又は勧告を附して、安全規則又は現行の安全規則の改正に関する加盟国の提案を総会に提出すること。

第三十一条

(b) 総会の前回の通常会期後における海上安全委員会の事業に関し、総会に対し報告すること。

接影響のある事項を審議する任務を有する。

(b) 海上安全委員会は、この条約若しくは総会により委任される任務又はこの条の規定の範囲内の任務で、他の政府間文書により委任されるものを遂行するための機構となる。

(c) 第十二部の規定を考慮し、海上安全委員会は、海上の安全の増進に関する機関の目的を推進し、かつ、海運、航空、電気通信及び気象の分野における安全及び救助に関する活動の調整を容易にするため、運輸及び通信に関する他の政府間機関と緊密な連携関係を維持する任務を有する。

第三十二条

海上安全委員会は、いすれかの加盟国に特に関係のある事項について審議を行うときは、その審議に投票権なしで参加するようにその加盟国を勧誘する。

第三十三条

事務局は、事務局長、海上安全委員会の書記長及び機関が必要とする職員からなる。事務局長は、機関の行政職員の長とし、第二十三条の規定に従うことを条件として、前記の書記長及び職員を任命する。

第三十四条

事務局は、機関の任務が実効的に遂行されるために必要な記録を保管し、かつ、総会、理事会、海上安全委員会及び機関が設ける補助機関の事業に必要な書類、文書、議事日程、議事録及び情報準備し、収集し、及び配布する。

第三十五条

事務局長は、年次会計報告及び各年別に表示される見解を附した二年単位の予算見積を準備し、かつ、理事会に提出しなければならない。

事務局長は、機関の活動について加盟国に常に通報しておかなければならない。各加盟国は、事務局長との連絡のための代表者を任命することができ。

第三十六条

事務局長及び職員は、その任務の遂行に当り、いかなる政府からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。それらの者は、その国際職員としての地位に影響を及ぼすいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のもつ

第三十七条

事務局長は、この条約、総会、理事会及び海上安全委員会により委任される他の職務を遂行する。

第三十八条

事務局長は、この条約、総会、理事会及び海上安全委員会により委任される他の職務を遂行する。

第三十九条

各加盟国は、総会への自国の代表団並びに理事会、海上安全委員会、他の委員会及び補助機関に対する自国の代表者の俸給、旅費その他の経費を負担しなければならない。

第四十条

理事会は、事務局長が準備した会計報告及び予算見積を審議し、かつ、自己の見解及び勧告を附して総会に提出する。

ばら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果すに当つてこれらの者に影響を及ぼさうとしないことを約束する。

第四十一条

(a) 総会は、機関と国際連合との協定に従うことを条件として、予算見積を審査し、かつ、承認する。

第四十二条

(b) 総会は、理事会の提案に考慮を払つた上で定める割合によつて、経費を加盟国に割り当てる。

第四十三条

いすれの加盟国も、機関に対する財政上の義務を履行すべき日から一年以内にその義務を履行しないときは、総会、理事会又は海上安全委員会において投票権を有しないものとする。ただし、総会は、その裁量により、この規定の適用を除外することができ。

第四十四条

総会、理事会及び海上安全委員会

第四十五条

機関は、海運の分野における専門機関として、国際連合憲章第五十七条の規定に従つて国際連合と連携関係をもちあはれる。この連携関係は、国際連合憲章第六十三条の規定に基く国際連合との協定により設定さ

における表決には、次の規定を適用する。

(a) 各加盟国は、一個の投票権を有する。

(b) この条約又は総会、理事会若しくは海上安全委員会に任務を付与するいすれかの国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、これらの機関の決定は、出席しかつ投票する加盟国の過半数によるものとし、三分の二の多数決を必要とする決定は、出席する加盟国の三分の二の多数決によらなければならない。

第四十六条

(c) この条約の適用上、「出席しかつ投票する加盟国」とは、「出席し、かつ、賛成又は反対の投票を行つ加盟国」をいう。投票を棄権する加盟国は、投票を行わないものとみなす。

第四十七条

(a) 機関の本部は、ロンドンに置く。

第四十八条

(b) 総会は、必要と認めるときは、本部の所在地を三分の二の多数決により変更することができる。

第四十九条

(c) 総会は、理事会が必要と認めるときは、本部以外の場所で開催することができる。

れ、その協定は、第二十六条に定めるところに従つて締結される。

第四十六条

機関は、自己及び国際連合の他の専門機関に共通の関心のある事項について、当該専門機関と協力しなげればならず、また、その専門機関と協調して、その事項について審議し、かつ、措置を執る。

第四十七条

機関は、その権限内の事項に關し、国際連合の専門機関ではないが、その利益及び活動が機関の目的に關連のある他の政府間機関と協力することが出来る。

第四十八条

機関は、その権限内の事項に關し、民間国際機関と協議し、かつ、協力するため、適当な取極を行うことが出来る。

第四十九条

機関は、總會の三分の二の多数決による承認を得ることを条件として、他の政府間国際機関又は民間国際機関から機関の権限内の任務、資産及び義務で、国際協定又はそれぞれの機関の権限のある当局の間で締結された相互に受諾しうる取極によつて機関に付与されるものを、引き受けることが出来る。機関は、また、自己の権限内の行政上の任務で、国際文書の条項に基づいて政府に委任されているものを引き受けることが出来る。

第十三部 法律上の能力、特権及び免除

第五十条

機関に与えられ、又は機関に關連して与えられる法律上の能力、特権及び免除は、千九百四十七年十一月

二十一日に国際連合總會により承認された専門機関の特権及び免除に關する条約に基くものとし、かつ、同条約により規律される。ただし、これらの法律上の能力、特権及び免除は、同条約第三十六款及び第三十八款の規定に従つて機関が承認した附屬書の最終本文(又は改正本文)に掲げる修正に従うことを条件とする。

第五十一条

各加盟国は、機関に關して前条に掲げる条約に加入するまでの間、この条約の附屬書IIの規定を適用することを約束する。

第十四部 改正

第五十二条

この条約の改正案の本文は、總會によるその審議の少くとも六箇月前までに、事務局局長が加盟国に送付する。改正は、理事会に代表者を出している加盟国の過半数の賛成投票を含む總會の三分の二の多数決により、採択される。各改正は、機関の加盟国(準加盟国を除く)の三分の二が受諾した後十二箇月で、改正を受諾しない旨の宣言をその改正の効力発生前に付した加盟国以外のすべての加盟国についで効力を生ずる。總會は、改正の採択の時に、その改正が、前記の宣言を行い、かつ、その改正の効力発生後の十二箇月以内にその改正を受諾しない加盟国がその期間の満了の時にこの条約の当事国でなくなる性格のものであることを、三分の二の多数決により、決定することが出来る。

第五十三条

前条の規定に基いて採択された改正は、国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、直ちにその改正の本文をすべての加盟国に送付するものとする。

第五十四条

第五十二条の規定に基く宣言又は受諾は、国際連合事務総長に對する寄託のため事務局局長に於てた文書によつて行われ、事務局局長は、前記の文書の受領及び改正が効力を生ずる日を加盟国に通告する。

第十五部 解釈

第五十五条

この条約の解釈又は適用に關する問題又は紛争は、解決のため總會に付託するか、又は紛争の当事者が合意する他の方法で解決する。この条の規定は、理事会又は海上安全委員會が任務を遂行するに當り生ずることのある問題又は紛争を解決することを妨げるものではない。

第五十六条

前条に定めるところに従つて解決することができない法律問題は、国際連合憲章第九十六条の規定に従つて勧告的意見を要請するため、機関が国際司法裁判所に付託する。

第十六部 雜則

第五十七条

署名及び受諾 第三部の規定に従うことを条件として、この条約は、署名又は受諾のため開放されるものとし、また、いづれの国も、次のいづれかの方法によりこの条約の当事国となることが出来る。

- (a) 受諾につき留保を附さないで署名すること。
- (b) 受諾を条件として署名し、後に受諾すること。
- (c) 受諾すること。

受諾は、国際連合事務総長に文書を寄託することによつて行ふ。

第五十八部 領域

(a) 加盟国は、自国のこの条約への参加が、国際關係について責任を有する領域の全部、同領域の集合又は同領域のいづれかについて行われる旨を、いつでも宣言することが出来る。

(b) この条約は、加盟国が国際關係について責任を有する領域のために(α)の規定に基く宣言を行わない限り、同領域には適用しないものとする。

(c) (α)の規定に基いて行われる宣言は、国際連合事務総長に通報するものとし、同事務総長は、その写を国際連合海事會議に招請されたすべての国及び加盟国となつた他の国に送付するものとする。

(d) 信託統治協定に基いて国際連合が施政権者である場合には、国際連合は、信託統治地域のため、第五十七条に掲げる手続に従つてこの条約を受諾することが出来る。

第五十九条 脱退 (a) いずれの加盟国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、機関から脱退することが出来る。同事務総長は、直ちにその通告について機関の他の加盟国及び事務局局長に通報する。脱退通告は、この条約が効力を生じた日から十二箇月の期間が経過した後、いつでも行ふことが出来る。脱退は、国際連合事務総長が書面による脱退通告を受了した日から十二箇月の期間が経過した時に、効力を生ずる。

(b) 前条の規定に基く領域又は領域の集合については、その国際關係について責任を有する加盟国が、国際連合が施政権者である信託統治地域については、国際連合が、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の適用を終了させることが出来る。同事務総長は、直ちにその通告についてすべての加盟国及び機関の事務局局長に通報する。その通告は、同事務総長がそれを受諾した日から十二箇月の期間が経過した時に、効力を生ずる。

第六十部 効力の発生

第六十条

この条約は、二十一国(総トン数百万トン以上の船舶を保有する国七国を含む)を条件とする。が第五十七條の規定に従つてこの条約の当事国となつた日に効力を生ずる。

第六十一条

国際連合事務総長は、国際連合海事會議に招請されたすべての国及び加盟国となつた他の国に對し、それぞれの国がこの条約の当事国となる日及びこの条約が効力を生ずる日を通報する。

第六十二条

この条約は、英語、フランス語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託するものとする。同事務総長は、その認証原本を、国際連合海事會議に招請された国及び加盟国となつた他の国に送付するものとする。

第六十三条

国際連合は、この条約が効力を生じた時は直ちに、この条約を登録する権限を有する。

以上の証拠として、下名は、このためそれぞれの政府から正當に委任を受け、この条約に署名した。

千九百四十八年三月六日にジュネーヴで作成した。

アルゼンティン 受諾を条件として B・P・ラムビ C・A・バルド A・マルバグニ B・マヤンツ ギレエルモ・モンテネグ ロ フアン・エウヘニオ・ペ ファベット オーストラリア オーストラリア政府の受諾を 条件として ジョン・A・ピースレー オーストリア	ベルギー 受諾を条件として M・H・ドウ・ヴォ 受諾を条件として M・J・ドウノエル ボリヴィア	ブラジル	ブルガリア	白ロシア・ソヴィエト社会主義共 和国 カナダ チリ 受諾を条件として C・ヴァレンスエラ 中国 コロンビア 受諾を条件として エルネスト・ガヴィリ G・ヒラルソ・ハラミ ヨ コスタ・リカ キューバ チェッコスロヴァキア デンマーク ドミニカ共和国 エクアドル エジプト 受諾を条件として M・ハムディ M・A・アルーバ A・アブデル・ハディ エル・サルヴァドル エチオピア フィランド 受諾を条件として S・スンドマン	フランス 受諾を条件として G・アンデューズ・フ ギリシャ 受諾を条件として 海軍大佐 A・ツエムベ ロブロス A・A・パチャス グアテマラ ハイティ ホンデラス ハンガリー アイスランド インド 受諾を条件として A・ラマスウィ・ムダ イラン アル イラク アイルランド 受諾を条件として セクラ・ビア イタリア 受諾を条件として ジュリオ・インジアン レバノン レバノン政府の受諾を条件と して J・ミラウイ リベリア	ルクセンブルグ メキシコ オランダ 政府の受諾を条件として オエファール ニュー・ジラランド ニカラグア ノールウェー パキスタン パナマ パラグアイ ペルー フィリピン ポーランド 政府の受諾を条件として S・ダルスキー ポルトガル 受諾を条件として セザール・デ・ソーザ メンドス エドワルド・ペレイラ ヴィアナ ルーマニア サウディ・アラビア シヤム スウェーデン	スイス 受諾を条件として ジャン・メルミノ マックス・キュステール シリア トランス・ジョルダン トルコ 受諾を条件として H・ムレルギン ウクライナ・ソヴィエト社会主義 共和国 南アフリカ連邦 ソヴィエト社会主義共和国連邦 グレート・ブリテン及び北部アイ erland連合王国 受諾を条件として W・G・ウエストン アメリカ合衆国 受諾を条件として ギャリソン・ノートン ハンティングトン・T・ モリス ウルグアイ ヴェネズエラ イエメン ユーゴスラヴィア 附屬書(第十七条参照) 第一回理事会の構成 第十七条に掲げる原則に従つて、 第一回理事会は、次のとおり構成す る。
---	---	-------------	--------------	--	--	--	--

第二款(2) 機関は、各加盟国の領域内において、その目的の達

昭和三十三年二月十七日印刷

昭和三十三年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局